

那覇市公報

第 1 6 7 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

○那覇市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則（保健総務課）…………… 1135

○那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則
（市民生活安全課）…………… 1141

◇告 示◇

○平成 28 年（2016 年）9 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）………… 1143

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1144

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について（保護管理課）…………… 1145

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1146

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1147

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について（保護管理課）…………… 1148

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 1149

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について (保護管理課) 1150

○平成 28 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(上下水道局総務課) 1151

◇ 公 告 ◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
(道路建設課) 1152

○那覇市宇栄原南土地区画整理事業の事業計画の変更 (第 13 回) の縦覧について
(市街地整備課) 1153

○住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) 1154

○個人情報業務届出書の公表について (市民生活安全課) 1154

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について
(市民生活安全課) 1157

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について 1160

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について 1161

◇ 監査委員公表 ◇

○包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (公表) 1162

◇ 正 誤 ◇

○那覇市公報第 1665 号の正誤 1200

○那覇市公報第 1666 号の正誤 1200

規 則

那覇市規則第47号

平成28年 8 月 24 日

公 布 済

那覇市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

那覇市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成25年那覇市規則第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(健康診断の勧告等)</u> 第2条 法第17条第3項及び第4項(法第45条第3項において準用する場合を含む。)の書面は、<u>健康診断の勧告にあつては健康診断受診勧告書、健康診断の措置にあつては健康診断措置書によるものとする。</u> <u>(入院の勧告等)</u> 第4条 法第23条(法第26条において準用する場合を含む。)及び法第46条の規定による通知は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。 (1) 法第19条第1項(法第26条において準用する場合を含む。)又は法第46条第1項の規定による入院の勧告 入院勧告書 (2)～(3) [略] (4) 法第20条第1項(法第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院の勧告 入院期間延長勧告書 (5) [略] (6) 法第20条第6項(法第26条において準用する場合を含む。)又は法第46条第	<u>(検体の採取等の勧告等)</u> 第2条 法第16条の3第5項又は第6項(法第4条の7第9項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、<u>検体の提出又は採取の勧告にあつては検体の提出又は採取勧告書、検体の採取の措置にあつては検体採取措置書によるものとする。</u> <u>(健康診断又は入院の勧告等)</u> 第4条 法第23条(法第26条において準用する場合を含む。)、法第45条第3項又は第49条の規定により準用する法第16条の3第5項又は第6項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。 (1) 法第17条第1項又は法第45条第1項の規定による健康診断の勧告 健康診断受診勧告書 (2) 法第17条第2項又は法第45条第2項の規定による健康診断の措置 健康診断措置書 (3) 法第19条第1項若しくは法第20条第1項(これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。)又は法第46条第1項の規定による入院の勧告 入院勧告書 (4)～(5) [略] (6) 法第20条第4項(法第26条において準用する場合を含む。)又は法第46条第4項に規定する入院期間の延長に係る勧告 入院期間延長勧告書 (7) [略]

5項の規定による通知 意見を述べる
機会の付与通知書

(建物に係る措置等)

第6条 法第32条第1項又は法第50条第1項の規定により建物への立入りを制限し、又は禁止する場合における法第36条第3項(第50条第4項において準用する場合を含む。)の掲示は、建物への立入制限(禁止)掲示標により行うものとする。

2 法第32条第2項又は法第50条第1項の規定により建物の封鎖等を実施する場合における法第36条第3項(第50条第4項において準用する場合を含む。)の掲示は、建物の封鎖等掲示標により行うものとする。

(交通制限又は遮断)

第7条 法第33条又は法第50条第1項の規定により交通を制限し、又は遮断する場合における法第36条第3項(第50条第4項において準用する場合を含む。)の掲示は、交通の制限(遮断)掲示標により行うものとする。

(消毒命令等)

第8条 法第36条第1項(同条第4項又は法第50条第3項若しくは第7項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。

2 法第20条第6項後段(法第26条において準用する場合を含む。)又は法第46条第5項後段の規定による通知は、意見を述べる機会の付与通知書によるものとする。

(建物に係る措置等)

第6条 法第32条第1項又は法第50条第1項の規定により建物への立入りを制限し、又は禁止する場合における法第36条第4項(法第50条第6項において準用する場合を含む。)の掲示は、建物への立入制限(禁止)掲示標により行うものとする。

2 法第32条第2項又は法第50条第1項の規定により建物の封鎖等を実施する場合における法第36条第4項(法第50条第6項において準用する場合を含む。)の掲示は、建物の封鎖等掲示標により行うものとする。

(交通制限又は遮断)

第7条 法第33条又は法第50条第1項の規定により交通を制限し、又は遮断する場合における法第36条第4項(法第50条第6項において準用する場合を含む。)の掲示は、交通の制限(遮断)掲示標により行うものとする。

(検体の収去、消毒の命令等)

第8条 法第36条第1項(同条第5項又は法第50条第5項若しくは第12項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める書面によるものとする。

(1) 法第26条の3第1項又は法第50条第1項の規定による検体又は病原体の提出命令 検体又は病原体の提出命令書

(2) 法第26条の3第3項又は法第50条第1項の規定による検体又は病原体の収去 検体又は病原体の収去措置書

(3) 法第26条の4第1項又は法第50条第1項の規定による検体の提出又は採取の

(1) 法第27条第1項又は<u>第50条第1項</u>の規定による消毒の命令 消毒命令書 (2) 法第27条第2項又は<u>第50条第1項</u>の規定による消毒の実施 消毒実施通知書 (3) 法第28条第1項又は<u>第50条第1項</u>の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除の命令 駆除命令書 (4) 法第28条第2項又は<u>第50条第1項</u>の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除の実施 駆除実施通知書 (5) 法第29条第1項又は<u>第50条第1項</u>の規定による物件に係る措置命令 物件措置命令書 (6) 法第29条第2項又は<u>第50条第1項</u>の規定による物件に係る措置の実施 物件措置実施通知書 (7) 法第30条第1項又は<u>第50条第1項</u>の規定による死体の移動の制限又は禁止 死体移動制限(禁止)命令書 (8) 法第31条第1項又は<u>第50条第1項</u>の規定により生活の用に供される水の使用又は給水の制限又は禁止の命令 生活用水使用制限(禁止)命令書 (結核医療費公費負担申請書等) 第10条 [略] 2 [略] 3 省令第20条の3第5項の規定による変更の届出は、<u>患者票記載事項変更届</u>によるものとする。 (結核指定医療機関指定申請書等) 第11条 法第38条第2項の<u>規定</u>による結核指定医療機関の<u>指定</u>の申請は、結核指定医療機関指定申請書によるものとする。	<u>命令 動物又はその死体の検体提出又は採取命令書</u> (4) 法第26条の4第3項又は法第50条第1項の規定による検体の採取 動物又はその死体の検体の採取措置書 (5) 法第27条第1項又は<u>法第50条第1項</u>の規定による消毒の命令 消毒命令書 (6) 法第27条第2項又は<u>法第50条第1項</u>の規定による消毒の実施 消毒実施通知書 (7) 法第28条第1項又は<u>法第50条第1項</u>の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除の命令 駆除命令書 (8) 法第28条第2項又は<u>法第50条第1項</u>の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除の実施 駆除実施通知書 (9) 法第29条第1項又は<u>法第50条第1項</u>の規定による物件に係る措置命令 物件措置命令書 (10) 法第29条第2項又は<u>法第50条第1項</u>の規定による物件に係る措置の実施 物件措置実施通知書 (11) 法第30条第1項又は<u>法第50条第1項</u>の規定による死体の移動の制限又は禁止 死体移動制限(禁止)命令書 (12) 法第31条第1項又は<u>法第50条第1項</u>の規定により生活の用に供される水の使用又は給水の制限又は禁止の命令 生活用水使用制限(禁止)命令書 (結核医療費公費負担申請書等) 第10条 [略] 2 [略] 3 省令第20条の3第5項の規定による変更の届出は、<u>患者票指定医療機関(変更・追加)届</u>によるものとする。 (結核指定医療機関指定申請書等) 第11条 法第38条第2項の結核指定医療機関の<u>指定に係る</u>申請は、結核指定医療機関指定申請書によるものとする。
--	---

2 [略] (結核健康診断に係る通報又は報告) 第15条 法第53条の7第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通報又は報告は、<u>結核健康診断通報(報告)書</u>によるものとする。 (病院管理者の届出) 第16条 法第53条の11第1項の規定による届出は、<u>結核患者入院(退院)届</u>によるものとする。 (様式) 第17条 この規則の規定による次の表の書面の様式は、市長が定める。 [表 別記]	2 [略] 3 <u>前項の結核指定医療機関指定書の記載事項に変更があった場合の届出は、結核指定医療機関変更届によるものとする。</u> 4 <u>第2項の結核指定医療機関指定書の紛失又は毀損があった場合の再交付の申請は、結核指定医療機関指定書再交付申請書によるものとする。</u> (結核定期健康診断に係る通報又は報告) 第15条 法第53条の7第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通報又は報告は、<u>結核定期健康診断通報(報告)書</u>によるものとする。 (病院管理者の届出) 第16条 法第53条の11第1項の規定による届出は、<u>結核患者(入院・退院)届出票</u>によるものとする。 (様式) 第17条 [略] [表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

[第17条の表]

書面	関連条項
<u>健康診断受診勧告書</u>	[略]
<u>健康診断措置書</u>	[略]
[略]	

就業制限継続通知書	[略]
入院勧告書	<u>第4条第1号</u>
入院措置通知書	<u>第4条第2号</u>
転院措置書	<u>第4条第3号</u>
入院期間延長勧告書	<u>第4条第4号</u>
入院期間延長措置書	<u>第4条第5号</u>
意見を述べる機会の付与通知書	<u>第4条第6号</u>
[略]	
交通の制限(遮断)揭示標	[略]
消毒命令書	<u>第8条第1号</u>
消毒実施通知書	<u>第8条第2号</u>
駆除命令書	<u>第8条第3号</u>
駆除実施通知書	<u>第8条第4号</u>
物件措置命令書	<u>第8条第5号</u>
物件措置実施通知書	<u>第8条第6号</u>
死体移動制限(禁止)命令書	<u>第8条第7号</u>
生活用水使用制限(禁止)命令書	<u>第8条第8号</u>
[略]	
患者票記載事項変更届	[略]
[略]	
結核指定医療機関不指定通知書	[略]
結核指定医療機関辞退届	[略]
[略]	
結核健康診断通報(報告)書	[略]
結核患者入院(退院)届	[略]

[改正後 別記]

[第17条の表]

書面	関連条項
検体の提出又は採取勧告書	[略]
検体採取措置書	[略]
[略]	
就業制限継続通知書	[略]
健康診断受診勧告書	<u>第4条第1項第1号</u>
健康診断措置書	<u>第4条第1項第2号</u>
入院勧告書	<u>第4条第1項第3号</u>
入院措置通知書	<u>第4条第1項第4号</u>
転院措置書	<u>第4条第1項第5号</u>
入院期間延長勧告書	<u>第4条第1項第6号</u>
入院期間延長措置書	<u>第4条第1項第7号</u>
意見を述べる機会の付与通知書	<u>第4条第2項</u>
[略]	

交通の制限(遮断)揭示標	[略]
検体又は病原体の提出命令書	第8条第1号
検体又は病原体の収去措置書	第8条第2号
動物又はその死体の検体の提出又は採取命令書	第8条第3号
動物又はその死体の検体の採取措置書	第8条第4号
消毒命令書	第8条第5号
消毒実施通知書	第8条第6号
駆除命令書	第8条第7号
駆除実施通知書	第8条第8号
物件措置命令書	第8条第9号
物件措置実施通知書	第8条第10号
死体移動制限(禁止)命令書	第8条第11号
生活用水使用制限(禁止)命令書	第8条第12号
[略]	
患者票指定医療機関(変更・追加)届	[略]
[略]	
結核指定医療機関不指定通知書	[略]
結核指定医療機関変更届	第11条第3項
結核指定医療機関指定書再交付申請書	第11条第4項
結核指定医療機関辞退届	[略]
[略]	
結核定期健康診断通報(報告)書	[略]
結核患者(入院・退院)届出票	[略]

那覇市規則第48号

平成28年 8 月24日

公 布 済

那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市個人番号の利用等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市個人番号の利用等に関する規則（平成27年那覇市規則第44号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

条例別表 第2の号	事務	第1欄の号に係る条例別表第2の右欄において掲げる情報	特定個人情報
(1)～(12) 〔略〕			
(13)	法別表第1の30の項の主務省令で定める事務(国民健康保険関係)	〔略〕	
		地方税関係情報	<u>国民健康保険税情報</u>
		〔略〕	
(14)～(40) 〔略〕			

[改正後 別記]

別表第1(第4条関係)

条例別表 第2の号	事務	第1欄の号に係る条例別表第2の右欄において掲げる情報	特定個人情報
(1)～(12) 〔略〕			
(13)	法別表第1の30の項の主務省令で定める事務(国民健康保険関係)	〔略〕	
		地方税関係情報	<u>ア 市民税情報</u> <u>イ 国民健康保険税情報</u>
		〔略〕	
(14)～(40) 〔略〕			

告 示

那覇市告示第 210 号

平成 28 年 8 月 24 日

掲 示 済

平成 28 年（2016 年）9 月那覇市議会定例会の招集について

平成 28 年（2016 年）9 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 招 集 の 日 | 平成 28 年 9 月 7 日（水） |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

那覇市告示第 227 号

平成 28 年 9 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
さわやか歯科クリニック	医療法人健賛会	平成28年7月2日
那覇市字寄宮 173 番地 1 前田ビル 2 階		
大道美容外科内科	白武靖久	平成28年8月1日
那覇市安里一丁目 1 番 18 号		
あかりクリニック	中村明文	平成28年8月5日
那覇市字銘苅 303 番地 メディカルヒルズめかるビル 2 階		
たから産婦人科	医療法人社団はなの会	平成28年7月1日
那覇市字上間 171 番地		
麻布デンタルクリニック	仲筋耕作	平成27年7月1日
那覇市久茂地三丁目 15 番 6 号 幸マンション 2 階		

那覇市告示第 228 号

平成 28 年 9 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	休止年月日
所 在 地	
訪問看護ステーション かいな	平成 28 年 7 月 31 日
那覇市古島 2 丁目 29 番地 2 1 階	

那覇市告示第 229 号

平成 28 年 9 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
宝口薬局	株式会社 筑後	平成28年 7 月 21 日
那覇市松島 2 丁目 1 番地 15		
吉田薬局 長田店	有限会社 アールエイチ	平成27年 6 月 30 日
那覇市長田一丁目 2 番 13 号		
さわやか歯科クリニック	城間 健	平成28年 7 月 2 日
那覇市字寄宮 173 番地 1		
山田歯科医院	山田 芳宏	平成28年 7 月 31 日
那覇市牧志三丁目 12 番 1 号		
たから産婦人科	高良 光雄	平成28年 7 月 1 日
那覇市字上間 171 番地		
西平医院	医療法人あけぼの会	平成28年 8 月 1 日
那覇市泊 1 丁目 17 番地 1		

山田薬局	リエゾン株式会社	平成28年 8 月 1 日
那覇市松川三丁目 12 番 2 号		

那覇市告示第 230 号

平成 28 年 9 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
居宅介護支援センター コメスタ		平成27年 9 月 17 日
所在地 (方書)	ユートピア沖縄 1 階 (ユートピア沖縄 2 階)	
特別養護老人ホーム 首里偕生園		平成27年 4 月 1 日
名称	特別養護老人ホーム 首里偕生園 (首里偕生園)	
特別養護老人ホーム 首里偕生園		平成27年 4 月 1 日
名称	特別養護老人ホーム 首里偕生園 (首里偕生園指定短期入所生活介護事業所)	
特別養護老人ホーム 首里偕生園		平成27年 4 月 1 日
名称	特別養護老人ホーム 首里偕生園 (首里偕生園指定介護予防短期入所生活介護事業所)	

那覇市告示第 231 号

平成 28 年 9 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (休止する事業の種類)	休止年月日
所 在 地	
訪問看護ステーション かいな	平成 28 年 7 月 31 日
那覇市古島 2 丁目 29 番地 2 1 階	

那覇市告示第 232 号

平成 28 年 9 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	廃止年月日
所 在 地	
宝口薬局	平成28年 7 月 21 日
那覇市松島 2 丁目 1 番地 15	
居宅介護支援事業所 m o c o	平成28年 7 月 31 日
那覇市壺川 1 丁目 11 番地 1 壺川東改良市営住宅 A 1 棟 7 号店舗	
さわやか歯科クリニック	平成28年 7 月 1 日
那覇市字寄宮 173 番地 1	
医療法人 寿仁会 クリニック絆	平成28年 8 月 1 日
那覇市寄宮二丁目 1 番 18 号 ユートピア沖縄 2 階	
山田歯科医院	平成28年7月31日
那覇市牧志三丁目 12 番 1 号	
うまんちゅ首里	平成25年10月31日
那覇市首里赤平町 2 丁目 67 番地 5	

那覇市告示第 233 号

平成 28 年 9 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
平良 満毅雄	柔道整復	平成 28 年 8 月 19 日
金城ダム整骨院	那覇市首里寒川町 1 丁目 81 番地 4 101 号	
平良 章皇	あん摩・マッサージ	平成 28 年 8 月 23 日
株式会社 フレアス	那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2 階	

那覇市告示第 234 号

平成 28 年 9 月 15 日

平成 28 年 8 月 23 日付けで専決処分を行った平成 28 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成28年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成28年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成28年度那覇市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予算額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	5, 221, 395千円	172, 934千円	5, 394, 329千円
第 1 項 営業収益	4, 130, 305千円	172, 934千円	4, 303, 239千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	4, 974, 240千円	165, 497千円	5, 139, 737千円
第 1 項 営業費用	4, 531, 987千円	164, 888千円	4, 696, 875千円
第 2 項 営業外費用	420, 231千円	609千円	420, 840千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予算額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 資本的収入	1, 339, 879千円	△5, 246千円	1, 334, 633千円
第 3 項 他会計負担金	494, 245千円	△5, 246千円	488, 999千円
支 出			
第 1 款 資本的支出	2, 338, 185千円	△5, 246千円	2, 332, 939千円
第 1 項 建設改良費	1, 173, 902千円	△5, 246千円	1, 168, 656千円

公 告

那覇市公告第 264 号

平成 28 年 8 月 30 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 都市計画事業の種類及び名称

- （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
- （2）名称 3・4・那88号 真和志線

2 施行者の名称 那覇市

3 縦覧場所及び縦覧期間

- （1）場所 那覇市建設管理部道路建設課
- （2）期間 平成28年 8 月 30 日～平成35年 3 月 31 日

那覇市公告第 265 号

平成 28 年 8 月 30 日

掲 示 済

那覇市宇栄原南土地区画整理事業の事業計画の変更（第 13 回）の縦覧について

那覇市宇栄原南土地区画整理事業の事業計画の変更を土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規程により、公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 3 条の規定により、下記の事項を公告する。

なお、当該事業計画で都市計画において定められた事項以外の事項について意見のある利害関係者は、平成 28 年 10 月 13 日までに沖縄県知事に意見書を提出することができる。

那覇市長 城 間 幹 子

記

1. 縦 覧 期 間 平成 28 年 9 月 16 日から平成 28 年 9 月 29 日まで
2. 縦 覧 時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
3. 縦 覧 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
 那覇市役所 都市計画部 市街地整備課内

那覇市公告第 269 号

平成 28 年 8 月 31 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 276 号

平成 28 年 9 月 5 日

掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第1号様式(第19条関係)

個人情報業務届出書

平成28年8月26日

那覇市長 宛

那覇市上下水道事業管理者

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	上下水道局企画経営課			電話941-7802
個人情報管理責任者	企画経営課長			
業 務 の 名 称	那覇市上下水道局お客様センター業務委託候補事業者の選定審査委員会に関する業務			
業 務 の 目 的	那覇市上下水道局お客様センターの業務を包括委託する事業者を選定するにあたり、公平性、客観性を確保するため			
個人情報の対象者	那覇市上下水道局お客様センター業務委託候補事業者の選定審査委員会委員			
業務の開始年月日	平成28年9月9日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☒ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☒ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ その他 (連絡先)	☒ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(選定審査委員会開催時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成28 年9月1日

那覇市長様

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	総務部管財課			電話内線2078
個人情報管理責任者	管財課長			
業 務 の 名 称	庁舎内駐車場・駐輪場管理業務			
業 務 の 目 的	放置バイク・自転車の撤去			
個人情報の対象者	放置バイク・自転車の所有者			
業務の開始年月日	平成28年7月21日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☐ その他 ()	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ その他 ()	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ その他 ()	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ その他 ()
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度 ☐ その他 ()	☒ 連絡先電話 番号 ☐ ☐ ☐ ☐	
個人情報の収集方法	☐ 本人 ☒ 本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・ <u>審議会</u>)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(放置自転車を発見したとき)			
本人への通知方法	☒ 文書 ☒ 口頭 ☐ 告示 ☐ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第 号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☐ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務開始時に届出するべきだったが、制度の認識不足で事後届出になった			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

那覇市公告第 277 号
平成 28 年 9 月 5 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

28年 8月 29日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会 教育長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	学務課	目的外利用部課 又は提供先	学校教育課
業 務 の 名 称	就学時健康診断事業		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 28年7月31日～29年3月31日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	平成29年度小学校入学予定児童の氏名、性別、住所、生年月日、入 学予定小学校		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項 1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提供をする 理	学校保健安全法施行令第3条に基づき、就学時健康診断を実施する に当たり対象者へ通知書を発送するため。		
届 出 担 当 部 課	学校教育課		電話 2622

第10号様式(第23条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

28年 8月 29日

那覇市長 宛

那覇市教育委員会 教育長

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	こどもみらい課、 ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	学校教育課
業 務 の 名 称	就学時健康診断事業		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☒ 28年7月31日～29年3月31日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報 の 内 容	ハイサイ市民課より、住基番号 こどもみらい課より、那覇市立幼稚園在園児情報		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第 5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会承認類型事項 1) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 (番号法第19条第 号に該当)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	学校保健安全法施行令第3条に基づき、就学時健康診断を実施する に当たり対象者へ通知書を発送するため。		
届 出 担 当 部 課	学校教育課		電話 2622

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 30 号

平成 28 年 8 月 25 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁長 聡

指定（登録）番号	第 340 号
指定工事店名	有限会社三友
営業所所在地	那覇市西 1 丁目 3 番 13 号
代表者名	金城 和良
有効期間	自 平成24年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月 31 日
異動事由	代表者・営業所在地の変更

指定（登録）番号	第 272 号
指定工事店名	大成設備工業株式会社
営業所所在地	那覇市首里石嶺町 4 丁目 444 番地 6
代表者名	狩俣 吉信
有効期間	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成32年 3 月 31 日
異動事由	代表者の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 46 号

平 成 2 8 年 9 月 2 日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 5,201 人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 86,682 人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 43,341 人 |

監査委員公表

那 監 公 表 第 6 号

平成 28 年 9 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	高 良 正 幸

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (公表)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、那覇市長及び教育委員会委員長から、平成 27 年度、平成 26 年度及び平成 25 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成27年度テーマ】

公有財産に係る財務事務の執行及び管理について

合計（件数）		措置状況		
指摘の件数	80	改善の必要性	処理区分	件数
26		要	処理済み	9
			取組中（A）	17
			未措置	0
			不要	－
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
54		要	整理済み	31
			取組中（A）	19
			未措置	0
			不要	－

※ (A) の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成27年度包括外部監査に対する改善措置票

- < 指摘事項等の用語の説明 >
「実在性」・・・現実が存在しているか、登記がなされているか
「権利・義務の帰属」・・・権利関係に問題は生じていないか、契約書等の作成はなされているか、不法行為等は存在しないか
「開示の適切性」・・・台帳記録は適時・適切になされているか、区分は市民に明らかになっているか
「評価の妥当性」・・・目的に見合った有効活用が図られているか、経済性を考慮して活用が図られているか
「管理運営の妥当性」・・・主として施設（建物）について、運営状況に問題はないか、維持管理費用は適切であるか

< 指摘事項等の凡例 >
「○」・・・問題なし、適切である
「×」・・・問題あり、適切でない
「△」・・・問題ないが留意すべき事項がある、または疑わしい状況
「ー」・・・該当なし、評価の対象外

< 改善措置の記載について >
(1)「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
(2)「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
(3)「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「ー」が記載されます。
(4)「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出づから記載されます。
(5)「処理区分」欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「ー」が記載されます。また、改善すべきとされていたものの、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

ID	所管部署	頁番 号	指摘事項 区分	(平成27年度)			外 部 監 査 改 善 措 置 票			実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
				指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由						
1	管財課	47	指摘事項	○土地の現状把握が極めて不十分である。 監査において、現地視察を行った結果、問題点が多く発見されている。今後はすべての公有財産について、現地調査が必要である。また、すべての有償無償貸付地の賃貸借契約書の確認や賃料の妥当性など再確認する必要がある。なお、監査の際、土地の取得経緯が不明なものが数多くあった。理由として職災や、市庁舎の移転、システム移行時の影響、異動に伴う業務引継など庁舎の影響が考えられるが、可能な限り調査を進めるべきである。また、発生主義に基づく公会計整備にあたり、「固定資産台帳」の作成は必須事項であり、この点に関しても、土地の現状調査は極めて重要である。	要	土地の現状把握につきましては、現在、本市の所有する全ての土地について、登記簿及び地籍併合図等を取り寄せて確認作業を行っている状況です。 また、これまでも現地調査に努めておりますが、数が膨大であり職員の数も限られていることから、全ての現場を確認するには、時間を要すると考えられますが、今後、台帳整備と並行してできる限り現地を調査し、現状把握を行っていききたいと考えております。 また、賃貸借契約書等につきましては、関係課への確認、保管文書等の再確認等を行い、契約更新滞れ等が起こらないようにしていきたいと考えております。	改善計画又は改善が不要な理由	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中		
2	管財課	48	指摘事項	○公有財産全般に対する市の手続き(内部統制)上の問題点の洗い出しと改善 公有財産台帳上への記載もれや記載誤りなど、公有財産の取得から処分に至る市役所内部の手続き上の整備や運用状況に不備があるため問題点が生じている実態も明らかになっており、公有財産に関する内部統制全般の見直しが必要である。	要	現在登録されている公有財産につきましては、今年度新たに作成する固定資産台帳整備に合わせて、関係部署への再確認を行っていきます。 また、新たに発生する資産について、台帳への記載滞れや記録誤りを起こさないよう、関係部署への研修会開催並びに条例、規則、事務取扱要領等の周知徹底を図ってきたいと考えています。	改善計画又は改善が不要な理由	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中		

ID	所管部署	頁番 号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
5	管財課	54	指摘事項	○公有財産管理の現状及び今後の整備運用について 過去からの入力作業等の不備から、最終的に公表される数値を 集計する際には公有財産台帳は利用していないとのことであっ た。 不適正な管理を改めるためには、公有財産の管理方法に係る内 部統制を整備し、台帳に登録されている土地・建物の現地調査 (実在性)の状況や台帳に記載漏れが無い(網羅性)精査する 必要がある。また、公有財産台帳の整備にあたっては、取得経緯 や取得金額等を把握できいない箇所が多くあり、かつ、管理権 限(所管外事務となるケース)などとの関連から、管財課のみによ る整備には限界があると思われる。今後は、新地方公営計制度 への移行に伴い、固定資産台帳を整備する必要があるため、プ ロジェクトチーム等を整備するなどして、管財課においても他の部 署との連携を図る必要がある。 公有財産は、市民の税金等を財源によって取得されたものであ り、適正な管理が求められることを、改めて、全庁的に意識を高 めることが必要であり、かつ、そのような組織風土を構築しなけれ ばならない。	要	今後は、全庁体制で協力が必要となる固定資産台帳 整備において、関係する職員の間で考えを統一した上で、 重複登録した財産や登録漏れがないか再チェックして いきたいと考えております。 また、台帳を整備するにあたり、関係する部署の管理 者を構成員とする委員会を設置し、台帳整備の必要性 と統一した作業手順の考え方を浸透させていきたいと 考えております。 さらに、整備後に取得した財産の登録や重複登録・登 録漏れが起きないように、関係部署への周知徹底を図 り、適正な管理運営を行っていききたいと考えておりま す。	平成30年 度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
6	管財課	54	指摘事項	○業務マニュアルの作成及び後任者への適切な引継ぎ指導 業務を遂行するにあたり、業務マニュアルが存在しないことから、 職員の異動に伴う適切な引継ぎ作業が行われぬおそれがある。 既に今回、固定資産台帳を整備しても、適切に内部統制が運 用されなければ、近い将来、再び固定資産台帳が使えないもの になってしまうおそれがある。担当者間の業務の引継ぎが適切に 行われるように、業務マニュアルの作成や後任者への適切な指 導が必要である。	要	今年度実施する、固定資産台帳整備にあたり、新たな 財産取得による入力等漏れを起こさないよう、手順書 の作成し、関係各課への周知を図っていききたいと考 えております。 また、同時に関係部署への研修等を行っていきたい と考えております。	平成30年 度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
7	管財課	54	指摘事項	○チェック体制の整備と業務の効率性の向上 管財課は、現在、エクセルデータに基づき最終的に公表される数値 の集計作業を実施し、公有財産を管理しているが、手続が適切 になされたかどうかについては、担当者の自己チェックのみで、 他の職員によるダブルチェックは行われていない。誤りを未然に 防止する観点からも、エクセルデータも合わせてダブルチェックす る必要がある。 また、取得の登録にあたっては、エクセルデータと公有財産シス テムの両方で登録作業が行われており、業務の効率性が見受 けられるので、業務内容を改善する必要がある。	要	手続上のチェック体制については、財産登録担当者 (主・副)2名を担当として業務に行いダブルチェックを 行えるよう体制を整えていきます。 データの登録については、今年度予定している固定資 産台帳整備作業に合わせて、正確な数字を把握した上 で、システムによる集計管理ができるように整備してい きたいと考えております。	平成30年 度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
16	管財課	72、 74、93	指摘事項	B1:那覇市国定山部44番(沖縄県への貸付地) 政教分離原則違反状態(その疑義が持たれる状態を含む。)を解 消すべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	当地については、今後、顧問弁護士及び遺留している 沖縄県(都市計画・モジュール)と調整して対応策を 検討していきたいと考えております。	平成30年 度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
18	管財課	72、 74、98	指摘事項	B3:那覇市前島三丁目25番(三業冷蔵株式会社への貸付地) ①契約条項に違反する行為が疑念した場合、直ちに是正の要 求、契約解除等の措置を執ることのできるようにすべきである ②本件土地に不特定多数の者が立ち入りらぬよう、注意喚起・警告 の看板の設置等をすべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	①違反行為発覚時の契約解除等の措置については、 賃貸借契約書の条項を盛り込みます。 ②当地は、6月より解体作業を始める予定のため、そ の間は、賃借人において立ち入り制限等の対策を実施 するよう指示します。	H28.5 —	H28.5 ①違反行為発覚時の契約解除等の措置については、 賃貸借契約書の条項を盛り込みます。 ②当地は、6月より解体作業を始める予定のため、そ れまでは、賃借人において立ち入り制限の対策を実施 するよう指示しました。	処理済み
20	管財課	72、 74、 100	指摘事項	B4:浦添市伊勢武原1-555-80(有限会社クラロシへの貸付地) ①早急に賃貸借契約書を作成すべきである ②土地の地代につき、那覇市管財事務取扱要領29条1項(2)によ る正しい金額に改定すべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当 性×、管理運営の妥当性一)	要	①指摘を受けて、現在、賃貸借契約を締結することで 進めます。 ②資料についても、指摘を受けて那覇市管財事務取扱 要領29条1項(2)に規定する資料とします。	平成30年 度	H28.4 指摘を受けて、資料については、現在、那覇市管財事 務取扱要領29条1項(2)に規定する資料としております。	取組中

ID	所管部署	頁番 号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
22	管財課	72、 74、 101	指摘事項	B5:那覇市港町三丁目7番35、36(奥志登たばこ有限会社への貸付地) 土地貸付台帳上の契約期間の記載を現実とどりに修正すべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	指摘後、土地台帳の契約期間について、修正を行います。	—	H28.4 土地台帳の契約期間について、修正を行いました。	処理済み
25	管財課	72、 74、 104	指摘事項	B7:県立治高校、県立那覇商業高校、県立首里高等学校、県立小嶺高等学校 格高校用地 借主との間で使用貸借契約書を作成し、それに応じて土地台帳上の記載を補充すべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	現在、沖縄県教育庁と締結に向けて進めておりますが、交換も含め協議していきたいと考えています。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
27	管財課	72、 74、 106	指摘事項	B8:那覇市港町一丁目1番1～3、一丁目1番17、18(一部)、100番1、200番1(沖縄県漁業協同組合連合会への貸付地) ①各土地の土地台帳上の貸付区分の記載を「有償貸付」に修正すべきである(106) ②那覇市港町一丁目1番2及び3、100番1、200番1(の各土地のうち「泊いゆまち」用地以外の部分について、土地台帳を作成すべきである (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	①貸付台帳の記載につきましては、指摘後に修正を行います。②「泊いゆまち」以外の土地については、指摘後、平成14年に漁業管理組合へ譲与された土地であり、市有地ではないことが判明したことから、新たな台帳は作成せず、現台帳に経過記録を記載します。	H28.4	H28.4 ①指摘後、貸付台帳の記載につきましては、修正を行いました。②「泊いゆまち」以外の土地については、指摘後、漁業管理組合へ譲与された土地であり、市有地ではないことが判明したことから、新たな台帳は作成せず、現台帳に経過記録を記載しました。	処理済み
28	管財課	72、 74、 107	指摘事項	B9:那覇市港町一丁目1番17、18(一部)、一丁目1番28、29(沖縄県への貸付地) 各土地の土地台帳上の契約期間の記載を現実とどりに修正すべきである (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	指摘後、土地台帳の契約期間について、修正を行います。	—	H28.4 指摘後、土地台帳の契約期間について、修正を行いました。	処理済み
31	こどもみらい課	72、 74、 110	指摘事項	B11:那覇市首里石鏡町3丁目227番(城北保育所施設利用地) 城北保育所に対する賃料の見直しが必要 (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	当該土地の賃貸借契約時の面積より現在使用している土地面積が多少欠けているため、現在使用している土地面積での賃貸借契約の変更契約が必要が平成29年度に向けて調査検討します。	平成29年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
33	管財課	72、 74、 113	指摘事項	B12:那覇市宇佐井井真177番9(事業用貸付地) 実質貸付地の面積を確認すべき (実在性△、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	指摘後に、当時の契約案を確認したところ、貸付け面積については、坪所として使用されている面積(9㎡)を除いた面積であることが確認できたので、貸付台帳へも同内容を追記し修正します。	—	H28.6 指定後に、面積相違理由が判明したため、貸付台帳に追記し修正しました。	処理済み
34	管財課	72、 74、 116	指摘事項	G1:その他(那覇連合教育区) 公有財産の管理が適切に行われていない (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	指摘後に、登記簿を取り寄せて、連合区各義の土地についての洗い出しをした結果、該当地区が1件ありましたので、登記簿の修正申請を行います。	—	H28.5 登記簿を取り寄せて、連合区各義の土地についての洗い出しをした結果、該当地区が1件ありましたので、法務局へ登記簿の修正依頼を行い、修正されていることを確認しました。	処理済み
39	障がい福祉課	72、 74、 122	指摘事項	G3:福祉施設への無償貸付 土地を取得した際の台帳が適切に管理されていない (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	当該市有地は、那覇市史によると那覇市が首里と志村との合併により人口増加したため、組み立て造成工事により出来た土地で、昭和38年10月22日に所有権保存登記を設定しています。それを示す当時の公有財産台帳の写しを引継前の所管課(福祉政策課)の保存文書で確認することができたので、記載内容を整理した上で、台帳の修正を管財課へ依頼します。	平成28年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
43	管財課	73、 75、 128	指摘事項	D2:那覇市安部2丁目101番2(安部市営住宅人口道路) 認定外道路の所管を整理し、適切な維持管理が可能となる体制を定める必要がある (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	指摘を受けて現地を再調査した結果、市営住宅敷地内の道路と分かったため、市営住宅課へ所管移動を行いたいと考えております。	平成28年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中

ID	所管部署	頁番 号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
46	管財課	73、 75、 132	指摘事項	D5:那覇市久高地3丁目100番1(県道の一部) 財産の権利関係等が未確定の状況は早急に解消すべき (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性○、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	指摘を受けて、確認した結果、地籍併合図データに著 示漏れがあることが判明しましたので、担当課へ修正 を依頼します。	—	H28.4 指摘を受けて確認した結果、地籍併合図データに著 示漏れがあることが判明しましたので、担当課へ修正を 依頼し、権利関係は確定しました。	処理済み
50	管財課	73、 75、 136	指摘事項	D7:那覇市楚辺1丁目168番6(畑)、1丁目168番7(畑) 不法占拠状態を解消すべき (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	市有地である旨の看板を設置した上で、占拠状態を解 消できるよう、対応していきたいと考えております。	平成30年 度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
52	管財課	73、 75、 138	指摘事項	D8:那覇市辻2丁目9番10(雑所「志良堂御嶽(しらどーたき)」) 不法占拠状態を解消すべき(138) (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	指摘を受けて、市所有である旨の看板を設置し、パイ クが進入できないよう防止柱を設置します。	—	H28.3 指摘を受けて、市所有である旨の看板を設置し、パイ ク等が進入できないよう防止柱を設置しました。	処理済み
53	管財課	73、 75、 138	指摘事項	D8:那覇市辻2丁目9番10(雑所「志良堂御嶽(しらどーたき)」) 採所の取扱について(政教分離の原則の観点に照らして検討が 必要) (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	採所につきましては、古くからの風習で、地域のみなさ まの採所(村主、国主)として利用している場所である。 このような場所については、宗教法人所有する採所と 区別する必要があると考えられており、今後本市としての 考え方を整理していきたいと考えます。	平成30年 度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
54	管財課	73、 75、 139	指摘事項	D9:那覇市泊2丁目24番1(不法占拠(駐車スペース)) 不法占拠状態を解消すべき (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	市所有である旨の看板を設置した上で、占拠状態を解 消できるよう、対応していきたいと考えております。	平成30年 度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
56	管財課	73、 75、 141	指摘事項	D11:那覇市首里当蔵所3丁目21番4(売却済み) 公有財産の管理が適切に行われていない (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	当地につきましては、既に沖縄県へ売却済みで、台帳上 も廃止しておりますが、提出した集計資料に記載ミス があったため、指摘後に修正します。	—	H27.8 当地につきましては、既に沖縄県へ売却済みで、台帳上 も廃止しておりますが、提出した集計資料に記載ミス があったため、指摘後に修正しました。	処理済み
58	管財課	73、 75、 145	指摘事項	D13:那覇市首里久場川町2丁目28番地5(雑川用地) 無断使用されている土地の売却処分が必要である (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	指摘を受けて隣接地主と売却調整中です。現在、財産 評価委員会へ諮問しており、売却額が確定するまでの 間は、一時有償貸付地として貸付けています。	平成28年 度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
59	管財課	73、 75、 147	指摘事項	D14:那覇市首里蔵保所4丁目45番1(雑所(紙漣所跡)) 採所は所有者である那覇市の管理のもと他の採所も含めた対応 が必要である (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	採所につきましては、古くからの風習で、地域のみなさ まの採所(村主、国主)として利用している場所となっ ています。このような場所については、宗教法人所有す る採所と区別する必要があると考えられており、今後本市と しての考え方を整理していきたいと思えます。	平成30年 度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
61	管財課	73、 75、 150	指摘事項	D16:那覇市松川2丁目106番3(那覇市松川遊休地) 土地の賃貸借契約が必要であれば、直ちに契約締結を行うこと (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	指摘のある県の計測器については建設省用地に設置 されていることが確認できました。 当地については、河川沿いの狭小な土地であります が、隣接地主へ売却等の交渉を行っていくべきだと考え ております。	平成30年 度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成27年度)

ID	所管部署	頁番 号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
3	管財課	48	意見	○「最少の経費で最大の効果をあげる」ことを常に主眼に置くべ きである VFM(Value For Money)「支出に算入価値」とされ、投入した資金 をできるだけ価値のある形で使うことの考え方をベースとして、 市は、未利用地についての売却の可否や維持管理費の妥当性 等について、改めて検証する必要がある。	要	公有財産の運用については、効率的な使用を行うこと を念頭に業務を行っているところです。 また、未利用地の中には種小地や立地条件が悪く利 用できない土地もあるため、「那覇市公有財産規則」 「那覇市公有財産の活用及び処分に関する要領」を 踏まえ、再度関係部局と調整していきたいと考えていま す。	平成30年 度	—	取組中

ID	所管部署	頁番 号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
4	行政経営課	49	意見	○「那覇市ファミリータイムマネジメント推進方針」(以下、「推進方針」)を策定し、実行すること 那覇市が保有する公共施設を経営的・戦略的な視点で、より一層の効率化を図り有効活用していくため、「施設総量の縮減」「長寿化の推進」「維持管理費の適正化と職人の確保」を4本の柱として、平成27年3月に策定した「推進方針」の着実な実行が求められる。そのためには、ファミリータイムマネジメントに向けた市の組織体制の構築や、行動計画達成状況のモニタリングが必要である。	要	—	—	平成28年4月より、施設を整備する際には、チェックリスト(施設総量縮減、維持管理等の項目)を活用して基本システム改革部会において調査検討を行い、さらに庁内において審議する体制になっています。 モニタリングについても進めてまいります。	整理済み
8	行政経営課	59	意見	1 市有公共施設等の現状 普通建設事業費は、新たな公共施設等の建設、既存の公共施設等の建替えや大規模改修、道路や公園の整備・建築のための費用等、その支出の効率が資本形成に向けられ、公共施設等がスポンジとして将来に渡るものに支出される費用である。平成28年度以降、普通建設事業費の著しい伸びが予想されているが、一度公共施設等が建設されると、初期投資額だけでなく、所有期間を通じて維持管理のためのランニングコストが発生するとともに、耐用年数経過後には、更新もしくは解体費用が必要となる。このような固定資産特有の性質を踏まえて、公共施設等の新設や更新については、市全体として将来の子どものための拠点も含んだものであるように、市において新たな取り組みとして始まった「推進方針」に沿って行われることが重要と考える。	要	—	—	平成28年4月より、施設を整備する際には、はじめに基本システム改革部会を活用して、調査検討を行っている。審議にあたっては、事前にチェックリストを作成しており、そのチェックリストに維持管理についての項目を設けるなど、「推進方針」に沿って審議している。	整理済み
9	行政経営課	61	意見	2「推進方針」における更新費用の推計 公営企業の施設や市の資産ではない一部事務組合等の建物や廃棄物処理場などのプラント系施設についても、更新時には市が多額の支出が必要になることが予想されることから、普通建設事業費と同様に、繰上金や補助金等を通じて市の財政に影響のある公営企業及びすべての一部事務組合等の公共施設等についても、普通建設事業費で行われる公共施設等の更新と同様に管理面や財政面について考えていくことが肝要である。	要	—	—	上下水道のような公営企業の施設についてもファミリータイムマネジメント推進方針の対象としています。また一部事務組合の施設についても本市財政面に影響を与えることから本市施設と同様、管理面や財政面について意見を述べてまいります。	整理済み
10	行政経営課	67	意見	3「公共施設等更新費用試算ソフト」による更新費用の推計 市の総人口や生産年齢人口の減少が予測されている中、新設の公共施設等については、住民ニーズを踏まながらも、一度建設されると、初期投資額だけでなく、所有期間を通じて維持管理のためのランニングコストが発生するとともに、耐用年数経過後には、更新もしくは解体費用が必要となるといった固定資産特有の性質を踏まえて、市全体及び長期的な視点から時期や規模、必要性について慎重に検討する必要がある。	要	—	—	平成28年4月より、施設を整備する際には、基本システム改革部会においてチェックリスト(時期、必要性、維持管理等の項目)を活用して調査検討を行い、さらに庁内において検討するなど慎重に進めてまいります。	整理済み
11	行政経営課	69	意見	4 長寿化対策の現状 施設を所轄している県の管理者は、国の「インフラ長寿化基本計画」や所轄省庁が公表したマニュアルやガイドライン等をもとに「個別施設計画」の策定することとなるが、所轄省庁のガイドライン等がない場合、各管理者によって負担になることも考えられる。今後の公共施設等のメンテナンスサイクルの検討となる「個別施設計画」をより有効性のあるものにするためにも、ファミリータイムマネジメント推進部署である行政経営課と各所轄課が調整を密にして、計画の策定や取り組みを進めることが重要である。 また、本市と同様に、すでに多くの地方公共団体が公共施設等の長寿化対策に取り組んでいることから、従来の維持管理・更新・改修方法に加えて、先進的な取り組み事例や新技術の導入についても積極的に情報収集に努めて検討していただきたい。	要	—	—	個別施設計画の策定と取り組みについては、各施設管理者と連携を密にししながら、進めてまいります。 また先進的な取り組みについても、研修に積極的に参加するなど、情報収集を行います。	整理済み
12	道路管理課	72、 74、82	意見	A1：那覇市西3-100-5(株式会社ロウジールホテルズ沖縄に対する貸付) 普通財産へ切り替えるの貸付、又は売却を検討すべきである。 (貸付は○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	—	—	普通財産への切替は可能と考えるので今後、普通財産へ切り替えるの貸付、又は売却に向けて作業をしていきます。	整理済み

ID	所管部署	頁番 号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
13	道路管理課	72、 74、83	意見	A2:那覇市西3-100-1(沖縄製油株式会社に対する貸付) 普通財産へ切り替えるの貸付、又は売却を検討すべきである。 (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	—	—	普通財産への切り替えるの貸付、又は売却に向けて作業をしていきます。	整理済み
14	道路管理課	72、 74、84	意見	A3:南風原町宇新川伊武志川原664番70(株式会社INTT)に 対する貸付) 普通財産へ切り替えるの貸付、又は売却を検討すべきである。 (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	—	—	当該用地は、道路整備を予定として取得されており、売却は不適切と考えられます。今後は、道路としての利用を図りながら、道路占用許可に基づいて適切な管理を行っていきます。	整理済み
15	下水道課	72、 74、86	意見	A4:那覇市牧志一丁目949番12(有限会社ミナミ、金ネグリーニ株 式会社、株式会社糖舎組、有限会社仲栄糖建設に対する貸付) 普通財産に切り替えたうえで貸し付け、公共施設を建設に建設 する段階で再度行政財産に戻すという扱いをすべき (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	当該用地に係る下水道法及び都市計画法上の制限並びに将来におけるポンプ場の必要性も勘案し、普通財産への切り替えるを含めて適正な管理のあり方を検討します。	平成28年度末	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
17	管財課	72、 74、95	意見	B2:那覇市首里真和志町一丁目7番(沖縄県への貸付地) 県へ譲与すべきである (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	守礼門に隣接する場所のため、今後、沖縄県側と売却、交換等を含め、調整していきたくと考えております。	平成30年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
19	管財課	72、 74、98	意見	B3:那覇市前島三丁目25番(三菱冷蔵株式会社への貸付地) 賃貸借契約の各項目に、反社会的勢力の排除事項、有害化学物質の 調査・監視に関する各項目を盛り込むべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	反社会的勢力の制限については、賃貸借契約書の条 文へ盛り込み済みです。 有害化学物質の製造・貯蔵に関する事項につきまして は、他市の状況等も確認しながら検討していきたく 考えております。	H28.5 平成30年度	H28.5 反社会的勢力の制限については、賃貸借契約書の条 文へ盛り込み済みです。	取組中
21	管財課	72、 74、 100	意見	B4:浦添市伊波港2-555-80(有限会社クワトロへの貸付地) 返還を予定しないのであれば、タイミングを見て売却すべきであ る (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性×、管理運営の妥当性一)	要	—	—	事業所側も購入を検討しており、現在売却に向け交渉 中です。	整理済み
23	管財課	72、 74、 101	意見	B5:那覇市港町三丁目7番35、36(員志堅たばこ有限会社への賃 付地) 営利目的で使用する状態が継続すると思われることから、タイミ ングを見て売却すべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	—	—	賃借人には、平成24年度に隣接地を売却しましたの で、当地についても売却打診を行っています。当地に ついては引き続き売却交渉を行っていきたく考えて おります。	整理済み
24	管財課	72、 74、 102	意見	B6:那覇市古波瀬四丁目402番3、4(旧那覇市古波瀬ふれあい館) 有効活用方法がないのであれば、本件土地を売却することも 検討すべきである (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	当地については、現在利用用途等が確定していません。 ため、活用方針が決定し次第対応していきたく考えて おります。	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
26	管財課	72、 74、 104	意見	B7:県立泊高校、県立那覇商業高校、県立真和志高校、県立小 樽高校用地 行政財産に分類し、行政財産として貸し付けるべきである (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	不要	当地については、あくまで県へ貸し付けているもので、本 市が使用するものではないため、行政財産ではなく普 通財産と考えております。	—	—	—
29	管財課	72、 74、 107	意見	B9:那覇市港町一丁目1番17、18(一部)、一丁目1番28、29(沖縄県 への貸付地) ①各土地は、県への譲与を検討すべきである ②各土地は、県への譲与を検討すべきである (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	①【改善の必要性は不要】当地については、あくまで県 へ貸し付けているもので、本市が使用するものではない ため、行政財産ではなく普通財産と考慮しております。 ②【改善の必要性は要】売却、交換等を念め、今後、沖 縄県側と調整していきたくと考えております。	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中

ID	所管部署	頁番 号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
30	商工農水課	72、 74、 108	意見	B10:那覇市港町三丁目1番1、三丁目200番4(那覇市沿岸漁業協同組合への貸付地) ①適正な賃貸料を徴収すべきである(108) ②適正な賃貸料の減免が予定されている場合は、定期的に借主の決算内容を確認すべきである (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	①那覇市港町三丁目1番1及び那覇市港町三丁目200番4の普通財産(土地)貸付地については、適正な賃貸料徴収できるような仕組み作りをします。 ②借主から毎年申請時に決算書類や使用目的を確認の上、要綱に基づき減免の必要性を検討します。	—	実施日:平成28年4月1日 実施内容: ・那覇市港町三丁目1番1及び那覇市港町三丁目200番4の普通財産(土地)貸付に関する事務取扱要綱を制定し、統一した処理基準を整理しました。 ・平成28年度の契約更新時には制定した要綱に基づき、適正な賃貸料を徴収しました。 ・減免に関しては、申請書類や決算書類を精査し、減免の必要性を判断しました。	整理済み
32	こどもみらい課	72、 74、 111	意見	B11:那覇市首里石嶺町3丁目227番1(城北保育所施設利用地) 市保育所の賃料の見直しが必要ではないか (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	賃貸料の見直しについて、調査検討します。	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
35	管財課	72、 74、 116	意見	G1:その他(那覇連合教育区) 沖縄県が一括で管理した方が効果的な利活用が可能 (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	県立高等学校用地として貸付けている当地の管理の効率的な方法等について、今後、県教育庁側と調整を行いたいと考えております。	平成30年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
36	生涯学習課	72、 74、 118	意見	G2:地域学校連携施設 施設の費用と効果(便益)及び当該施設の利用率の向上について (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△)	要	—	—	各学校の利用状況に沿った利用規程の策定、運営方法等について整備し、運営委員会の設置を図った後に、本市の広報(市の広報誌)への掲載やHP掲載等)を活用し、施設利用のために地域住民等への周知を図るとともに運営委員会による地域住民へのニーズの掘り起こしを図り、利用促進に努めていきます。	整理済み
37	生涯学習課	72、 74、 119	意見	G2:地域学校連携施設 利用目的を管理する体制の構築が必要 (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△)	要	—	—	(開放事業の開始以来、基本的には改定を行っていないため)地域学校連携施設に係る関係規則等が現在の利用状況と合っておらず、見直しや改正が必要であると認識しています。 現在、地域学校連携施設に係る規則や要綱に沿った運営ができていない(運営委員会の未設置)学校が多いため、改めての学校長・地域利用団体への利用方法についての説明、周知の徹底を行う。学校毎に運営委員会設置にむけた会議を開催し、各学校の利用状況に沿った利用規程の策定、運営方法等について整備し、運営委員会の設置を図ります。	整理済み
38	障がい福祉課	72、 74、 121	意見	G3:福祉施設への無償貸付 有償貸付への変更を検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性×、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	—	—	H28年度中に市有地を売却することで法人側と調整済みです。 法人側から買取申請を受理(平成28年4月28日)し、今後は売買契約の締結に向けて事務手続を進めていきます。	整理済み
40	こども政策課	72、 74、 123	意見	G4:与養幼稚園 待機児童の解消と就学前の子どもたちの教育・保育の更なる充実を図るために、よりいっそう効果的かつ効率的な運営が求められる (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	—	—	当該幼稚園は平成31年度を目処に認定こども園への移行を予定しております。幼稚園、保育園の機能を併せ持つ認定こども園への移行により、受け入れ児童の増加及び教育・保育の更なる充実を図りたいと思います。	整理済み
41	建設企画課	72、 74、 125	意見	G5:久留川市営住宅跡地売却 市営住宅事業を見直し、市の財政負担削減を図ることが望ましい (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	不要	市営住宅建設方式について、直接建設方式、民間借り上げ方式、既存ストックの改善による長寿命化を比較検討した第3次那覇市市営住宅ストック総合活用計画(H27～H35)において、本市の財政的な負担については、現管理戸数の6,392戸の範囲において、直接建設方式が有利となっており、今後新たに建替え時期に至る団地については、第4次ストック総合活用計画において民間借上げ方式も含め検証が必要であらうと考えております。	平成31年度	—	—

ID	所管部署	頁番 号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
42	管財課	73、 75、 127	意見	D1:那覇市安謝2丁目114番1(国道58号(安謝市普通道路)) 隣接の地主への無償譲渡その他民間への処分も含めて検討す べき (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	—	—	指摘を受けて現地を再調査した結果、跡地ではなく市 営住宅敷地と分かりましたので、処分対象とはせず、 市営住宅隣へ所管移動を行いたいと考えております。	整理済み
44	管財課	73、 75、 130	意見	D3:那覇市安謝2丁目17番3(築地) 隣地への無償譲渡も含めて検討すべき (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	現況及び経緯について再確認し、譲渡等を含め検討し ていきたいと考えております。	平成30年 度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
45	管財課	73、 75、 131	意見	D4:那覇市宇安謝228番7、那覇市宇安謝228番9(道路) 無償処分も含めて検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	現況及び経緯について再確認し、譲渡等を含め検討し ていきたいと考えております。	平成30年 度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
47	管財課	73、 75、 132	意見	D5:那覇市安謝3丁目100番1(県道の一部) 県が一括管理した方が効果的な利活用がなされる (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性○、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	県道(一環通り)として使用されている土地のため、今 後は、土地の交換等を含め、効果的かつ効果的な運用 を検討していきたいと考えております。	平成30年 度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
48	管財課	73、 75、 134	意見	D6:那覇市古波蔵3丁目340番156、那覇市古波蔵3丁目340番 162(3丁目340番156(国道329号一部)、3丁目340番162(国道漢れ 地(市道一部))) 3丁目340番156の歩道については隣接地への処分も含めて検討 すべき (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	—	—	隣接地主に対し売却等の交渉を行っていききたいと考 えております。	整理済み
49	管財課	73、 75、 134	意見	D6:那覇市古波蔵3丁目340番156、那覇市古波蔵3丁目340番 162(3丁目340番156(国道329号一部)、3丁目340番162(国道漢れ 地(市道一部))) 3丁目340番162については、認定外道路についても適切な維持 管理がおこなわれるよう体制を整えるべき (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	—	—	地目を確認しながら、所管を定める等、適正な管理を 行うための体制を整備していききたいと考えております。	整理済み
51	管財課	73、 75、 136	意見	D7:那覇市建迎1丁目168番6(畑)、1丁目168番7(畑) 近隣地への処分も含めて検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属×、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	—	—	隣接地主に対して、売却等の交渉をしていききたいと考 えております。	整理済み
55	管財課	73、 75、 141	意見	D10:那覇市牧志1丁目123番24、那覇市牧志1丁目123番28、那覇 市牧志1丁目123番31(牧志一環通り) 県に対する無償貸付については、土地の交換、寄附等を含め、効 率的かつ効果的な運用を検討すべき (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	県道として使用されている土地のため、今後は、土地 の交換等を含め、効果的かつ効果的な運用を検討して いききたいと考えております。	平成30年 度	—	取組中
57	管財課	73、 75、 143	意見	D12:那覇市宇真地275番地6、276番地6(沖縄県立盲学校敷地一 部) 沖縄県への敷地の売却が必要である (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	県立盲学校敷地として使用されている土地のため、売却 と考えると、今後、沖縄県側と調整していききたい と考えております。	平成30年 度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
60	管財課	73、 75、 148	意見	D15:那覇市首里徳保町4丁目79番(沖縄県使用地県道82号線) 沖縄県の所有財産との交換を検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属△、開示の適切性△、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	県道として使用されている土地のため、今後は、土地 の交換等を含め、効果的かつ効果的な運用を検討して いききたいと考えております。	平成30年 度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中

ID	所管部署	頁番 号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容	処理区分
62	管財課	73、 75、 156	意見	D17<御用地>那覇市住吉町1丁目137番1(那覇軍港内)那覇市住吉町3丁目8番(那覇軍港内)那覇市宇赤線291番(自衛隊基地内) 米軍基地問題の解決は、沖縄県の最重要課題のひとつになっており、那覇市においても那覇軍港返還後の跡地利用等、市の発展にとつて不可欠の課題がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性一、管理運営の妥当性一)	要	-	-	那覇軍港は、空港や港に近く、近接して存在する商業・観光地など、さまざまな面で、そのポテンシャルは高く、有効な跡地利用が望まれております。 那覇軍港の返還後の跡地利用に向けて、本市では、那覇軍港跡地権者等合意形成活動全体計画に基づき、跡地利用計画の策定に取り組み、環境を整えることに重点を置き、地権者との勉強会や情報誌の発行などの取り組み行っており、跡地利用計画の策定に向けた取り組みを進めていく予定となっております。	整理済み
63	総務課	73、 75、 162	意見	E1<若松市営住宅跡(津波避難ビル建設予定地)> ①想定浸水地域における津波避難ビルのカバークレーのばらつきは、 ②緊急時以外の有効利用も課題 (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	-	-	平成28年5月14日に那覇市津波避難ビルの供用を開始しており、それに伴い、平常時の活用の取り組みもおこなっており、本市松山に那覇市津波避難ビルが完成したことが、及び協定を締結している津波緊急一時避難施設(津波避難ビル)が増加したことからカバークレーの改善が図られました。しかしながら、一部地域においては、未だカバークレーが低い状況にあることから、これら地域における津波避難ビルの協定締結について、引き続き取り組んでまいります。また、那覇市津波避難ビルは平常時は地域の子どもから高齢者まで世代を超えた地域の皆様が集い、交流を通して災害時に声を掛け支え助け合うための共助の心を育むための場所として活用する取り組みを開始しております。施設の有効利用につきましては、今後、利用者の皆様等からご意見を伺ってまいりたいと考えております。	整理済み
64	管財課	73、 75、 166、 167	意見	E2<事業用地(日飯庁舎跡)> 行政目的として利用する見込みが無い場合は、民間への売却の可能性も含め検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△)	要	同地は、国の土地開発公社健全化支援策として、民間事業者への土地貸付等により有効利用を図ることを目的に、起債により土地開発公社から取得した土地であります。 また、「那覇市土地開発公社経営健全化対策検討委員会」の中で議論を重ねた結果、新都心地区にある企業の従業員駐車場などが不足していた状況も買入れたことから、平成31年度までは駐車場の用途として民間事業者へ貸付ける方向で決定して貸し付けております。 今後のあり方については、賃貸借契約の満了を迎える前年度までには健全化検討委員会を開催し、今後の方針について検討していきたいと考えております。	平成31年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
65	管財課	73、 75、 166、 167	意見	E2<事業用地(日飯庁舎跡)> 運営状況報告について見直しが必要である (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△)	要	公募入札による貸付けのため、報告内容は当面の間は現状のとおりで考えております。 ただし、現契約終了後についても現状通り駐車場として貸付けることになった場合は、次回契約時の精算資料となる項目を追加するか検討していきたいと考えております。	平成31年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
66	文化財課	73、 75、 170	意見	E3<埋蔵文化財素平収蔵庫> 文化財の保護を着実に進めていく必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△)	要	-	-	出土遺物の収蔵施設の確保は喫緊の課題ですが、新たな施設建設が困難な状況にあり、既存施設を収蔵庫として転用しなければなりません。 予定していた元赤平保管所は法令上の制限により収蔵庫として転用できないことが判明したことから、代替措置として、平成28年度中に元赤平保管所を収蔵庫として使用するための改修を予定しております。	整理済み

ID	所管部署	頁番 号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
67	まちづくり協 働推進課	73、 75、 173	意見	E4:なは市民協働プラザ 今後の効果的かつ効率的な管理運営が必要である (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性△)	要	—	—	なは市民協働プラザに同居する各施設の利用状況お よび入居団体・企業による協働の状況を市の広報や ホームページ等で紹介します。 なは市民協働プラザは「なは市民活動支援センター」(商 まちづくり協働推進課)・「なは産業支援センター」(商 工農水課)・「なは女性センター」(平和交流・男女参画 課)とそれぞれ管理が異なる三施設の複合施設となっ ていますが、各施設の直営と指定管理者制度等入の 比較検討は、主官課において、25年度外部監査の指 摘を考慮しつつ行うものとしします。	整理済み
68	クリーン推 進課	73、 75、 183	意見	E5:清掃工場建物用地 ①廃止までに要する費用については、可能な限り縮減することが 必要である (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性△)	要	—	—	現在、下水道放流に係る水質要件を満たしている最終 処分場の浸出水について、市の下水道施設への放流が 実現した場合は、大規模な維持管理経費の削減が期待 できることから、放流するための要件等を県など関係 機関と協議を進めていきます。	整理済み
69	クリーン推 進課	73、 75、 183	意見	E5:清掃工場建物用地 コスト面も課題であるが、球技に適したメンテナンスをする必要が ある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性△)	要	—	—	広場内の芝生の傷んでいる部分の養生については、 次年度に予算要求を予定しています。	整理済み
70-1	上下水道局 総務課	73	意見	E6:旧安達池用地(現在、市道) 目的と異なる利用がされている (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当 性一、管理運営の妥当性一)	要	—	—	当該用地は上下水道事業用地(沈砂用地)とされてい ますが、ご指摘のように現在はその市道として供用さ れております。 今後もし上下水道事業用の利用予定がないことから、 利用目的の相違が解消されるよう、道路への登載変更 を行い、あわせて道路管理課への移管の手続きを進 めていきます。	整理済み
70-2	上下水道局 総務課	73、 75、 188	意見	E7:旧石橋ポンプ場用地(医療法人善の会への賃貸) 水道事業に活用する見込みが無い場合は、民間への譲渡等を進 めるべきである (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	不要	旧石橋ポンプ場用地については、将来、既存ポンプ場 の建替等の代替施設設置用地として確保しておく必要 があることから、売却処分はせず、それまでは効果的 な資産運用の観点から、駐車場として賃貸を継続しま す。	—	—	—
70-3	上下水道局 総務課	73、 75、 188	意見	E8:旧集中監視センター用地、旧集中監視センター道路用地、旧 集中監視センター建物(以上、個人へ賃貸) 水道事業の用に供する計画が無い場合は、民間等への売却も含 め検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当 性△、管理運営の妥当性一)	要	旧集中監視センター用地及び建物について、平成27年 12月31日をもって賃貸借契約が満了し遊休資産となっ ておりますが、当該建物については劣化がひどく安全 管理の観点から現状で賃貸することが不適切であるこ とや、構造上の特殊性があることも含めて改築・補修 等による賃貸での再利用は費用対効果等の観点から 好ましくないことから、今年度予算で建物を取壊し更地 にしたうえで、売却も含めて当該用地の有効的な資産 運用について今年度、検討委員会等を立ち上げ局の 方針を決定して運用する予定であります。	平成29年2 月	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
70-4	上下水道局 総務課	73、 75、 188	意見	E9:水源用地及び水源保護用地(一部を軍用地として、沖縄防衛 局へ賃貸) 水道事業の用に供する計画が無い場合は、民間等への売却も含 め検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性一、評価の妥当 性一、管理運営の妥当性一)	不要	当該土地は日米安全保障条約第6条に基づき駐留軍 の用に供する目的をもって軍用地(普天間飛行場)とし て沖縄防衛局に賃貸している物件であることから、現 实的に上下水道局の意向のみで運用費態を変更する ことが困難であります。また、当該土地の賃貸にかかる 土地物件収益は年額で約640万円の収入があり、一定 程度の資産の有効活用は図られております。以上のこ とを考慮して総合的に判断しますと、現段階では改善 計画は不要と考えます。	—	—	—

ID	所管部署	頁番 号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
70-5	上下水道局 総務課	73、 75、 188	意見	E10:旧導水管用地(宜野湾市、遊休地、一部賃貸)、旧導水管用地(浦添市、遊休地) 水道事業の用に供する計画が無い場合は、民間等への売却も含め検討する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性△)	要	-	-	旧導水管用地については遊休資産の運用及び処分計画のひとつとして売却処分する局の方針に基づき平成元年から売却処分を行ってきたとおりである。 現在保有している旧導水管用地(宜野湾市、浦添市)の残地につきましては平成元年からの売却処分の残地であり、形状、面積及び所在環境等の観点から売却が難しい土地であります。課題を整理し所在地の地方公共団体(浦添市、宜野湾市)及び関係者と交渉を進めて、有効な資産運用を図る予定であります。	整理済み
71	消防局総務課	73、 75、 193	意見	F1:那覇市西消防署 リース方式による庁舎等の取得については、メリット・デメリットを考慮して行う必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性○、管理運営の妥当性一)	要	-	-	リース方式のメリット、デメリットを考慮した上で、市民の理解も得ながら、決定していきます。	整理済み
72	消防局総務課	73、 75、 193	意見	F1:那覇市西消防署 リース資産の固定資産台帳における取り扱いについて留意する必要がある (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性△、評価の妥当性○、管理運営の妥当性一)	要	リース資産も市が所有している資産と同様の取扱いをし、固定資産台帳にその旨記載するか、担当部署と調整します。	平成28年度	-	取組中
73	保健総務課	73、 75、 195	意見	F2:那覇市保健所土地建物 沖縄県との普通財産譲渡に係る有償、無償の取り扱いについては市民に対する説明が必要である (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性○、管理運営の妥当性一)	要	-	-	所管する財産の譲渡について、今後、同様な状況が発生した場合も、これまでと同様、その経緯等について市民への説明を行い、適切に対処します。	整理済み
74	地域保健課	73、 75、 197	意見	F3:那覇市保健センター用地 取得価額が高額であるため、さらなる土地の有効活用が求められる (実在性○、権利・義務の帰属○、開示の適切性○、評価の妥当性△、管理運営の妥当性一)	要	-	-	当保健センター用地は、市民へのアンケート調査、周辺地域関係者等のワークショップ、関係者(課)ヒアリング等が行われた結果、新保健センターとしての活用に加え、周辺地域住民が利用できる複合施設として運営していくこととなりました。 平成28年度の基本設計を経て、平成32年度の開設を目指します。	整理済み

ID	所管部署	頁番 号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
75	管財課	205	意見	(1)公社及び公社売却土地について、会計的観点からの検証 連結財務書類上は、公社から再取得した土地であっても、市が直 接取得したとみなされるので、用途を変更して市が取得しような 場合は、土地についての「塩漬け状態」はならぬ変わっていない。 また、経済的にみれば、公社が先行取得し、「塩漬け」期間に支 払った金利分は、過大なコストと言える。このような考え方に立て ば、上記でみた債務保証等対象土地の詳細処分計画にある、 11番、13番の用地は、減価の兆候があり、土地の持つ価値が減 少していると思われる事象が生じている。これらの土地は、土地 の取得価額も勘案すると、その価値に属した利用がなされてい るとは言えない。さらに市民にとって有効な利用が図られてい れば得られたであろう利益、すなわち「機会損失」が生じている可能 性もある。市は機会損失をできるだけ最小に抑える必要があり、 土地の有効活用を図るべきである。行政目的として将来も活用し ない場合は、民間への売却も視野に検討する必要があると思わ れ、その際には、市民への情報開示と説明責任を果たす必要が ある。 (2)公社の今後のあり方について 公社の機動的、弾力的な用地取得という先行取得機能について は、土地価値の著しい上昇ということは今後あり得ないことから、 このような理由で公社を存続させる意義は乏しいと思われる。市 は、那覇軍港返還に伴う先行取得業務が想定されるということで あるが、基地返還後の跡利用に関しては、地主会、地権者、市民 の合意形成を図り、計画的に成されるべきものである。事業 開始に先立つて、予め用地を取得するという先行取得機能がど の程度必要とされているかを言明、市と公社との役割分担を明確 にすることが必要である。 また、現在は、公社が保有する約5億円の定期預金による利息収 入により黒字決算を維持しているが、利益の幅が減少していくこ とは明らかであり、約5億円の資金も有効利用されているとは言 い難い。また、「減価3年間様子を見て、存続の可否を決めてい く」ということが決議されていることから、公社は、理事会の決議内 容を遵守し、公社存続の可否を再検討する必要がある。	要	-	-	同地は、国の土地開発公社健全化支援策として、民間 事業者への土地貸付等により有効利用を図ることを目 的に、起債により土地開発公社から取得した土地であ ります。 また、「那覇市土地開発公社終端健全化対策検討委 員会」の中で議論を重ねた結果、新都市地区にある企 業の従業員駐車場などが不足していた状況も明らか なことから、平成31年度までは駐車場の用途として民間 事業者へ貸付ける方向で決定して貸し付けておりま す。 今後のあり方については、賃貸借契約の満了を迎え る前年度までには健全化検討委員会を開催し、今後の 方針について検討していきたいと考えております。	整理済み
76	管財課	206	意見	公社の在り方については、今後の状況等も踏まえなが ら、平成28年度中の理事会にて再検討していきます。	要		平成28年 度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成26年度テーマ】

補助金及び交付金、負担金に係る財務事務の執行並びに事業の管理について

合計（件数）			措置状況		
指摘の件数	意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
61	71	132	要	改善済み	13
				取組中	70
			不要	—	49

平成27年度措置状況				
指摘の件数	70	改善の必要性	処理区分	件数
35		要	処理済み	32
			取組中(A)	3
			未措置	0
		不要	—	0
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
35		要	整理済み	28
			取組中(A)	7
			未措置	0
			不要	—

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成26年度包括外部監査に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要性がある場合に「要」と記載されます。あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又はは」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「改善期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
- (4) 「実施日及び」の欄には、実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきとされていたものの、取り組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項…監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

(当初)				(平成26年度)				外部監査改善措置票		実施期 限	実施日及び実施内容	処理区分
ID	所管部署 課	指摘区分 指摘事項	指摘事項又は意見の内容 (補助金等の有効性) 補助金などの密着的な成果指標を整備するための手段として、補助要綱等に交付目的を明確かつ具体的に(例として、活性化のため(×)に定めることにも、交付先に示して、補助事業等の進捗に係る密着的なデータの提出を義務付けるなどの方法をとるべきであろう。	改善の 必要性	年度	改善計画又は改善が必要なる理由 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画要求の際に、各事業課へ補助要綱及び必要書類等の根拠資料を提出するよう依頼する。	外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際には、補助金適正化の事務手順より、補助要綱及び必要書類の根拠資料の提出を依頼しました(平成27年7月6日)。					
6	企画調整課 福祉政策課 こどもみらい課 ちやーがらんじゅう課	18 指摘事項	〔団体等運営における繰越金(積立金)の状況〕 補助金を超える繰越金がある団体については、ガイドラインに基づき、繰越金の保有目的や規定などを調査し、資金使途などを確認したうえで、補助金交付の必要性等を再検討すべきである。	要	H27	(企画調整課【要】) 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、財務諸表等の必要書類を精査のうえ、繰越金等の具体的な内容を確認する。補助の必要性を再検討のうえ、実施計画の策定により適正化を図る。	外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際には、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。					
9	企画調整課 福祉政策課	19 指摘事項	〔特定補助金に原則とすること〕 補助金は受益補填が原則であること。また、ガイドラインに基づき、補助金は、原則として補助対象経費の1/2を上限とすることを再確認する必要がある。	要	H27	(福祉政策課【要】) 該当する団体へ繰越金の限有目的等を確認し、その目的等が不適切であれば、平成28年度補助金の必要性や補助金額の減額の検討を行っていく。	繰越金について確認したところ、補助金を超える繰越金がある団体は無く、補助金を超えない範囲で繰越金がある団体は、保有目的を確認していることと確認しました。よって、特に不適切とは確認できず、平成28年度の補助金額の減額については、実施しないものとし、次年度以降については、繰越金の確認を行い、必要であれば、補助金の減額について検討を行います。					
9	企画調整課 福祉政策課	19 指摘事項	〔特定補助金に原則とすること〕 補助金は受益補填が原則であること。また、ガイドラインに基づき、補助金は、原則として補助対象経費の1/2を上限とすることを再確認する必要がある。	要	H27	(企画調整課【要】) 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課に対し種々の補助金について補助金適正化チェックシートを活用し補助対象経費や補助率を確認する。	補助金に関するガイドライン(改訂版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。					
10	企画調整課 福祉政策課 財政課	19 指摘事項	〔負担金の見直し①〕 法令、契約等に基づいて国、地方公共団体(一部事務組合等を含む)との特定事業から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し、支出するものについては、経費負担に超過が生じていないか検証するとともに、必要であれば他の地方公共団体などに対して、行財政改革への取組みや経費節減などを通じた負担金の引き下げを要請する。	要	H27	(企画調整課【要】) 当該団体の設置趣旨、事業内容を確認し、事務事業の整理、統合等について調査研究を行う組織づくりについて要請していく。	平成27年10月6日に開催された南部広域市町村圏事務組合幹事会において、負担金の引き下げにつながらないことから、①事務局休開の見直し、②南部市組合組織の再編整備について議論を行い、今後とも継続して議論することとなりました。					
11	総務課 財政課	19 指摘事項	〔負担金の見直し②〕 各種団体を市が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支払っているものについては、市政運営上に支障がない場合は、脱会(場合によっては解散)する。また、脱会が市政運営上、支障をきたす場合には、当該団体などに対して、行財政改革への取組みや経費節減などを通じた負担金の引き下げを要請する。	要	H27	(財政課【要】) 平成26年度の予算要求に向けて、交付団体の事業内容及び決算状況等の検証を行い、必要に応じて経費節減、負担金の引き下げを要請するよう通知する。さらに、予算編成方針等にその旨を盛りこみ、関係各課へ再確認させる。	(各種団体への負担金の検証について(通知))を発出し、負担金の適正化を図るよう周知しました。					
						(総務課【要】) 南部市町村会との調整及び本市関係課による事業内容や決算等の精査を行い、県都としての責任、市長公約であるフロントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討する。	南部市町村会とは、南部地域の諸問題解決促進を図るため、国・県などへの要請活動や行政協議会の開催など一定の成果を上げており、必要性、有効性はあるものとされています。 平成27年度は、業務内容や決算を確認し、改善が必要な部分について指摘するなど、より適正な運営となるよう取り組まれました。 今後県都としての責任やフロントランナーとしての役割を担う本市の立場から、南部市町村の振興発展に寄与するため、継続して加入します。					

ID	所管部署	頁番 号	指摘区 分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由 (【財政課】(要))	実施期 限	実施日及び実施内容	処理区分
12	市民ス ポーツ課 観光課 短泊政策 課 生涯学習 課 ちやーが んじゅう 課	20	指摘事 項	(那覇市)市出資団体の有無等について (那覇市)市出資団体の有無とその出資比率につき、調 査して明らかにする必要がある。	H27 要	要	〔財政課(要)〕 平成28年度の予算要求に向けて、交付団体の事業内容及び決算状況等の検 査を行い、必要に応じて経費削減、負担金の引き下げを要請するよう通知す る。さらに、予算編成方針等にその旨を盛りこみ、関係各課へ再確認させ る。 (福祉政策課(要)) 当該が所管する団体の出資の有無について調査を行う。 (ちやーがんじゅう課(要)) 当該が所管する団体の出資の有無について調査を行う。	平成27 年度 平成27 年度 平成27 年度 平成28 年度	H27/06/17 「各種団体への負担金の検証について(通知)」を発出、負担金の適 正化を図るよう周知しました。 当該で所管する団体への出資はありません。 昭和57年4月設立時の資料を調べ、指摘事項に回答できるよう にします。 (ちやーがんじゅう課) シルバー人材センター設立のために出納金として出資し、その比率 は100%です。 補助金に関するガイドライン(改訂版)を全庁へ周知しました(平成27 年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定 しました(平成27年11月4日)。	処理済み 処理済み 処理済み 取組中 処理済み
21	企画調整 課 福祉政策 課 ちやーが んじゅう 課	27	指摘事 項	(法人全体の財務諸表) 市の社会福祉法人については、事業別、拠点別の財 務諸表を作成しているが、法人全体の財務諸表を作成 していない法人が受付けられた。「社会福祉法人会計基 準」に規定されているように、法人全体としての財務諸 表を作成する必要があるため、市の担当者も、当該法 人担当者へ是正を求めるべきである。	H27 要	要	(企画調整課(要)) 平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。 実施計画要求の際に、必要は根拠資料として財務諸表の提出を求める。	平成27 年度	補助金に関するガイドライン(改訂版)を全庁へ周知しました(平成27 年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定 しました(平成27年11月4日)。	処理済み
32	総務課	53	指摘事 項	(那覇市)市協会の有無等について 今後、市はこれらの目的がどのように達成されている か、具体的な目標なり成果を公表する必要がある。 止(除退)も検討し入れて検討すべきである。	H27 要	要	負担金の必要性・有効性について、那覇市町村会との調整及び本市関係課に よる事業内容及び決算等の精査を行い、県庁としての責任、市長公約であるフロ ントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討 する。	平成27 年度	那覇市町村会とは、南部地域の諸問題解決策を図るため、国・県 などへの要請活動や行政懇談会の開催など一定の成果を上げてお り、必要性・有効性はあるものと考えています。平成27年度は、業務 内容や決算を確認し、改善が必要な部分について指摘するなど、よ り適正な運営となるよう取り組まれました。今後、県庁としての責任や フロントランナーとしての役割を担う本市の立場から、南部市町村の 振興発展に寄与するため、継続して加入します。	処理済み
44	まちづくり 協働推進 課	84	指摘事 項	(那覇市)市協会の有無等について 今後、市はこれらの目的がどのように達成されている か、具体的な目標なり成果を公表する必要がある。 止(除退)も検討し入れて検討すべきである。	H27 要	要	負担金の必要性・有効性について、那覇市町村会との調整及び本市関係課に よる事業内容及び決算等の精査を行い、県庁としての責任、市長公約であるフロ ントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討 する。	平成27 年度	那覇市町村会とは、南部地域の諸問題解決策を図るため、国・県 などへの要請活動や行政懇談会の開催など一定の成果を上げてお り、必要性・有効性はあるものと考えています。平成27年度は、業務 内容や決算を確認し、改善が必要な部分について指摘するなど、よ り適正な運営となるよう取り組まれました。今後、県庁としての責任や フロントランナーとしての役割を担う本市の立場から、南部市町村の 振興発展に寄与するため、継続して加入します。	処理済み
46	文化振興 課	90	指摘事 項	(那覇市)市協会の有無等について 今後、市はこれらの目的がどのように達成されている か、具体的な目標なり成果を公表する必要がある。 止(除退)も検討し入れて検討すべきである。	H27 要	要	負担金の必要性・有効性について、那覇市町村会との調整及び本市関係課に よる事業内容及び決算等の精査を行い、県庁としての責任、市長公約であるフロ ントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討 する。	平成27 年度	那覇市町村会とは、南部地域の諸問題解決策を図るため、国・県 などへの要請活動や行政懇談会の開催など一定の成果を上げてお り、必要性・有効性はあるものと考えています。平成27年度は、業務 内容や決算を確認し、改善が必要な部分について指摘するなど、よ り適正な運営となるよう取り組まれました。今後、県庁としての責任や フロントランナーとしての役割を担う本市の立場から、南部市町村の 振興発展に寄与するため、継続して加入します。	処理済み
47	文化振興 課	91	指摘事 項	(那覇市)市協会の有無等について 今後、市はこれらの目的がどのように達成されている か、具体的な目標なり成果を公表する必要がある。 止(除退)も検討し入れて検討すべきである。	H27 要	要	負担金の必要性・有効性について、那覇市町村会との調整及び本市関係課に よる事業内容及び決算等の精査を行い、県庁としての責任、市長公約であるフロ ントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討 する。	平成27 年度	那覇市町村会とは、南部地域の諸問題解決策を図るため、国・県 などへの要請活動や行政懇談会の開催など一定の成果を上げてお り、必要性・有効性はあるものと考えています。平成27年度は、業務 内容や決算を確認し、改善が必要な部分について指摘するなど、よ り適正な運営となるよう取り組まれました。今後、県庁としての責任や フロントランナーとしての役割を担う本市の立場から、南部市町村の 振興発展に寄与するため、継続して加入します。	処理済み
49	商工農水 課	97	指摘事 項	(那覇市)市協会の有無等について 今後、市はこれらの目的がどのように達成されている か、具体的な目標なり成果を公表する必要がある。 止(除退)も検討し入れて検討すべきである。	H27 要	要	負担金の必要性・有効性について、那覇市町村会との調整及び本市関係課に よる事業内容及び決算等の精査を行い、県庁としての責任、市長公約であるフロ ントランナーとしての役割が求められる本市の立場等を踏まえ、総合的に検討 する。	平成27 年度	那覇市町村会とは、南部地域の諸問題解決策を図るため、国・県 などへの要請活動や行政懇談会の開催など一定の成果を上げてお り、必要性・有効性はあるものと考えています。平成27年度は、業務 内容や決算を確認し、改善が必要な部分について指摘するなど、よ り適正な運営となるよう取り組まれました。今後、県庁としての責任や フロントランナーとしての役割を担う本市の立場から、南部市町村の 振興発展に寄与するため、継続して加入します。	処理済み

ID	所管部署	頁番	指橋区分	指橋事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
51	商工課	99	指橋事項	(企業立地促進奨励助成金) 補助交付目的である、企業立地と市内の産業振興との関連性は、平成25年度で約16億円であり、しかし、法人税等累計額は、平成25年度で約16億円であり、絶対額では多いとは言えないことから、補助金の成果を判断することができ他の指標等(例えば、売上高)の整備が必要である。また、那覇市市民権者数については、反映されていないため、補助交付先団体での就業実態についての調査も必要であらう。	H27	要	助成金を交付した団体の財務状況を把握するため、那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱に補助交付年度以降の決算書の提出を義務付ける案文を新たに追加する。	平成27年8月31日	平成27年度に那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱を改正し、交付先団体へ追跡調査の協力を義務付けしています。平成27年度から補助金交付先団体の法人市民税の納付状況及び那覇市市民の雇用状況を調査し、補助交付先団体での就業実態の把握に努めています。	処理済み
52	商工課	101	指橋事項	(企業立地促進奨励助成金) 補助交付要綱に定める交付先団体の事業の継続性等を財務防止に判断するためにも、原則として、団体の決算書等の提出も交付要件に加えるべきである。	H27	要	助成金の交付を申請する団体の財務状況を把握するため、那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱第6条(申請書等)に新たに前年度決算書の添付を要件に追加する。	平成27年8月31日	平成27年度に那覇市企業立地促進奨励助成金交付要綱を改正し、交付申請団体に過去2年分の賃借対照表、損益計算書の添付を申請書類に追加しています。	処理済み
56	なほまちなか振興課	113	指橋事項	(那覇市環境省の「まちづくり支援基金事業補助金」) 当該補助金の目的がどの程度達成されているかについての成果指標の作成が必要である。	H27	要	当該補助金の申請様式において、成果指標(目標値)を添付する。また、事業報告書の様式においても成果値の記載欄を設け、達成状況の確認を行う。	平成27年度	当該補助金の中請様式において、成果指標(目標値)欄を設定しました。また、事業報告書の様式においても成果値の記載欄を設け、達成状況の確認を行っています。加えて事業全体の成果指標として、市中心商店街全体の通行量を設けました。	処理済み
61	環境政策課	131	指橋事項	(那覇市住宅用太陽光発電システム補助金) 当該補助金の目的は、太陽エネルギーと利用システムの導入を促進することにより、地球温暖化防止を図ることにも、市民にエコライフを推進するものであることから、これらの目的がどの程度達成されているかを判断しうる成果指標の提示が必要である。また、平成26年6月に改訂された「第2次那覇市環境基本計画」に沿った取り組みも求められる。	H27	要	太陽光発電システム導入促進事業は、H26年度の年度中(7月頃)に沖縄電力の接続保留問題により、新築の申請が見込めなくなっているため、当面廃止し、H27年度は「住宅用エネルギー設備導入促進事業」として、太陽熱利用システムと地球温暖化防止に貢献する。引き続き地域エネルギーの活用により、引き続き地球温暖化防止に取り組む。第2次那覇市環境基本計画におけるエネルギー導入と省エネルギー推進は、温暖化対策としての各主体が取組み、関係相互の連携を図りながら計画を推進する。なお、成果指標については、環境基本計画における本市の「温室効果ガス排出量(135年度)対比の総合的な指標」として、H12年度を基準年度とし、最終年度(H26年度)では、基準年度より5%削減する改善目標を掲げている。また、温室効果ガス排出量は毎年度公表し、進捗管理を行っていることとしている。	平成27年度	住宅用太陽光発電システム導入促進事業は、平成26年度をもって事業を終了しました。平成27年度からは、新築事業として住宅用省エネ設備導入促進事業を開始します。【助成対象設備：太陽熱利用システム、エコキュート(家庭用ヒートポンプ給湯器)】成果指標として、環境基本計画に掲げている5%(中間目標 平成30年度)を達成するよう取り組みます。	処理済み
62	環境政策課	135	指橋事項	(屋上・壁面緑化助成金) 那覇市監査委員会からの指摘にもあるように、当該補助金の執行率はかなり低い。また、事業実施に伴う成果についても、目標値から乖離しており、事業のあり方について再検討が必要である。	H27	要	事業執行率(H25年度54.8%、H26年度63.9%)は、H23年度の東北震災の影響等により、建物への負荷の軽減や経済状況もあり、目標値を達成できていない。また、建築物における屋上・壁面緑化は、一定程度の普及が進んでいることもあり、H20年度に第4次環境計画において設定した目標値(H24年度18,000㎡、H26年度26,000㎡)であるが、H15～H26年度までの実績は14,759㎡であり、実現性も考慮しながら、目標値の見直しも必要であると考えている。今後は、助成対象の旨を明確に含めた事業のあり方を再検討するとともに、住宅新築や既存建築物に太陽光パネルを設置するなど、広範囲での普及を推進する。	平成27年度	市民の多くへの広範回収を期し、民間広報(通利)からうへの掲載を行いました。また、6件の建物の回収に関するイベントで、緑化に関するパネルやバーコード緑化モデルを展示するなど事業PRを実施しました。これまで全ての実績を公表し、予算措置を削減したことにより、事業執行率は93.7%、累計実績は、助成件数:216件、緑化面積:15,000㎡となっています。本事業については、一定程度の普及が進んでいることから、本年度をもって終了することとなりました。	処理済み
67	福祉政策課	144	指橋事項	(那覇市社会福祉協議会補助金) 生活福祉資金貸付事業のうち助け合い金庫貸付事業については、生活福祉資金貸付事業の趣旨を逸脱した上で廃止すべきである。また、重度心身障害者医療費等貸付事業についても、市民協会の事業としては廃止すべきであり、那覇市が自ら行うなどの方法によるべきである。	H27	要	(改善要) 生活福祉資金貸付事業の助け合い金庫貸付事業については数年未実績がないことから、当該法人と廃止を検討していく。	平成27年度	当該法人に現在の状況を確認したところ、同事業については、平成27年度の前期貸付事業は実施しておらず、平成26年度までに貸付けた低価格の回収を行っている状況です。平成27年度に5件の回収を実施し、残るはおおむね82,000円となっています。借債回収の方法については、利用者と調整し、分割により、平成29年度内に回収が終了する見込みとなりました。回収後は、事業を廃止することとしています。	処理済み
71	障がい福祉課	157	指橋事項	(那覇市社会福祉協議会補助金(那覇市手をつなぐ育成会早期児童発達支援事業補助金)) 早期児童発達支援事業補助金については、早期児童発達支援事業に早期に児童発達支援センターへ切り替えるべきである。また、仮に補助を継続するのであれば、実績報告書のチェックを強化し、年度毎に補助金の必要性について、その具体的な検討を行うべきである。さらに、広く団体を一般公募するなどして、より低い金額の補助金支出で済む団体を選定することを検討すべきである。	H27	要	平成27年度は事業費補助とするため、平成27年度の事業計画書を求め、内容確認を行った。当該事業は、市内の知的障がい者の交流促進を実施している団体であり、今後も事業計画を確認し、支出帳票についてもチェックを行うべく、交付対象団体の公募については、当該団体は、会員それぞれが市内にある別々の作業所等に所属しているが、その枠を越えて、課題や知的障がい者の発達改善並びに交流の場として設立しており、1つにまとめることで有意義な活動を行うことができると考え、公募にはそぐわないと考えます。	平成27年度	平成26年度の支出経費については、領収書や帳簿の確認を行いました。平成27年度からは事業費補助への切り替えを通知しました。	処理済み

ID	所管部署	担当者	指標区分	指標事項	指標事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
72	生涯学習課	ちやーがらじゅう	指標事項	160	(都都市シルバー人材センター運営補助金) 早急に運営費補助から事業費補助へ切り替えるべきである。 コスト削減及び自主財源の確保の努力によって、補助金に依存しない経営を実現することにより、設定総額である平成29年度繰上金に補助金を廃止すべきである。	H27	要	シルバー人材センター事業に対する国の補助事業の考え方は、地方公共団体が運営補助を行うことが前提とされ、市の補助金が国からの補助金受取と関連性があり、運営補助金から事業補助金に切り替える事でシルバーの国からの補助金に与える影響が不明確なため、厚労省にも確認をとながら、改善の努力をしたいと考えております。	平成27年度	高齢者の経済的自立、介護予防、生きがいづくりや社会参加の促進があり、若年層者の雇用安定に関する法律により、シルバー人材センターへの運営補助は地方公共団体の責務であります。また、国の補助金は市の補助金を上回らないといっていることから、市の補助金を減額、廃止され、国の補助金も減額、廃止となります。以上のことから運営補助金がシルバー人材センターの運営に与える影響は大きく、補助金は継続すべきと考えます。	処理済み
80	こどもみらい課		指標事項	180	(特別保育事業(車道分・地域活動事業)) 効果率において現在の意味なき基準では、補助金の枠内で行うべき問題かどうかは疑念が生じる。保育園経営者にも地域自治会などから資金を借り、積極的に地域に根ざした事業を行い、地域住民に意識付けをすることが必要であり、本質的には補助金の有無とは関係がない問題であり、本補助金の枠内で地域との交流を図るという目的を果たすには、促進を具体的に限定し、明確にする必要がある。	H27	要	指標をふさぎ、今後は、補助金の使途(充当経費)を明確に示すとともに、模範的事業(ベストプラクティス)を顕彰する等を検討し、あるべき事業内容の誘導に努めていくこととする。	平成27年度	補助金の使途(充当経費)を明確に示し、あるべき事業内容を誘導します。また、事業実施状況をとりとめ、模範的事業を検討します。	取組中
97	生涯学習課		指標事項	226	(都都市育英会の理事長が市長であることについて) 補助金の交付額と受給額を同一とすることは、補助金の交付の公平性等と矛盾を招くことになり問題である。また、都都市育英会は公益認定を受け、公益社団法人であることも考慮しなければならぬ。 市は、他の団体にも同様のケースがあるかどうか調査し、市長が財政援助団体の長に就任できるケースとすべきでないケースについて、指針を定めるなどして明確にすべきである。	H27	要	都都市育英会は、企業や市民から広く寄付金を募り奨学金等の取組として、理事長が市長であることについては、会の知名度を上げ、財政的安定性を確保するものが必要とされる。その結果、模範的事業を顕彰できない。都都市育英会へ働きかける。	平成27年度	(実施後、その内容が記述されます。)	取組中
106	青少年育成課		指標事項	249	(生涯学習振興費補助金都都市青少年健全育成市民会(案議)) 都都市青少年健全育成市民会議は、その目的である「青少年の健全育成を図ること」に対して、どのような具体的な成果があるのか明らかにし、例えば、青少年の非行防止活動の推進であれば、市内における非行認知件数の減少につながっているなどの具体的な活動成果を示す必要がある。補助金の必要性、市民会議の公益性は高いが、補助金の具体的な成果の面で説明が不足している。	H27	要	市民会議の目的でもある「青少年の健全育成を図ること」は、家庭教育、学校教育、社会教育等の様々な要因が複合的に作用しているものであり、その成果を達成するだけでも市民会議の活動だけでは取り上げて結びつけることはできない。 また、「健全育成を図ること」は大人への成長過程での関与なので、成果がすぐに目で見える形で現れるものではなく、長期のスパンで見える必要があり、その成果を数値等で具体的に示すのは困難である。 市民会議の活動が目に見える形で示せるよう、その実績について数値化できるものは具体的に記録するとともに、広報部門の強化を図り、市民会議の事業意義、活動内容を各方面に発信できるようわかりやすい資料(パンフレット等)の作成を行うよう促す。広報・周知を通して、より多くの市民の理解を得ることと、賛同の輪・活動の場を拡げ、運営の拡充にも繋げていきたい。	平成27年度	成果や効果を生み出すためには、長期スパンが必要ですが、情報交換や今後の方向性を模索し活動を取り組むに、青少年協と小中の校長先生方との懇話会等様々な機会を設け関係者の出席の拡充を図っていきます。これにより、学校関係者と地域住民が協働事業を行うことができるような状況の強化を図っていきます。また、広報については、市民会議の意義の伝達、行った事業の経過・結果を「健やかだより」という広報紙にて市民に伝えるとともに、さらに広報部門の強化を図るとともに、広報紙配布により多くの市民の目に触れるような市民会議のイベント時に街頭演説を行う予定です。また、一市民会議会の広報誌を手渡し、イベントに参加していない市民にも送っていただくようお願いしています。このような広報活動を充実させることにより、市民会議が行っている事業、取組に関心を持っていただき、多数の市民の市民会議への賛同活動への参加が促されはと考えております。	処理済み
107	青少年育成課		指標事項	252	(生涯学習振興費補助金(都都市青年団体連合会)) 都都市青年団体連合会への補助金が、その設置目的に対して、どのような具体的な成果があるのか、市民に説明する必要がある。 同連合会の役割の検証や今後の事業運営の再構築が求められる。	H27	要	「なは青年祭」の開催については今後とも市の財政的支援が不可欠であるが、その他の青年交流事業等の運営については、再構築を図るとともに、事業内容に於いて青年団体連合会独自の予算により対応しようよう調整したところである。 青年団体連合会の活動については、実績をきちんと記録に残し、市民に広く周知してもらうよう、わかりやすい資料(パンフレット等)の作成を行い、広報の充実を図るよう助言を行った。 今後の青年団体連合会の活性化を図るため、加盟団体の増加や、各種青少年育成団体等との連携を図っていく方策について、行政側からの協力も継続してきたい。	平成27年度	都都市青年団体連合会主催の「なは青年祭」を平成27年11月8日に開催しました。市内の青年団体が交流することで組織の強化につながり、都都市の伝統文化の継承や、まちづくりに関わる若者の人材育成に寄与するとともに、観光客に都都市の伝統芸能を実際に見て楽しんでもらえる観光資源になっている。また、「なは青年祭」のチラシを配布し、活動等を披露することにより、活動成果を広く市民に周知することができました。	処理済み

ID	所管部署	氏番号	指橋区分	指橋事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
108	観光課	265	指橋事項	【那覇市観光協会】 ・全体的に、対象の補助金の集算根拠について、「当法人からの見積(見込)」や「過去からの経緯」によって補助金の金額を算出している。補助金の全体的な交付要綱は存在するが、内容が抽象的であり固々の明文化が徹底基準がない。また、補助対象者は公募制を導入しておらず、当法人のみで他の申請者は存在することなく、ほぼ当法人からの見込み経通り金額が支給されている。このような補助金の決定方法では、当法人による補助金を減らそうとする思考が働かない。このため限られた公金を有効活用する観点から、明確な数値基準を作成し、できる限り低く抑える必要がある。	H27	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図る。 公募制がなじむ補助事業の有無や経費削減手法等についても検討する。	平成29年度	補助金交付要綱を改正し、28年度より補助対象経費・補助対象外経費・補助率等を明確化したことは、事業費削減に繋がるものと考えております。 要綱の内容は、複数の団体の応募を妨げるものではありません。	処理済み
109	観光課	266	指橋事項	【観光協会運営補助金】 【補助金の算定方法】 当該補助金に係る交付要綱は存在するが、内容が抽象的であり明確な数値基準がない。また、補助対象者は公募制を導入しておらず、当法人のみで他の申請者は存在することなく、ほぼ当法人からの見込み経通り金額が支給されている。限られた公金を有効活用する観点から、明確な数値基準を作成する必要がある。	H27	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図る。 公募制の導入が可能かについて検証する。	平成27年度	補助金交付要綱を改正し、28年度より補助対象経費・補助対象外経費・補助率等を明確化したことは、事業費削減に繋がるものと考えております。 また、公募制の導入については、本補助金が当該団体の運営に係る支費であることから、公募制にはそぐわないものと考えております。	処理済み
110	観光課	267	指橋事項	【補助金の効果の測定方法】 当該補助金を利用したことによる効果の測定方法については、「那覇市への入込み観光客数等」としているが、補助金額に見合う効果が十分に発揮されているか検証が行われていない。補助金の有効性の観点から、当該補助金による効果を含めたうえで、交付が行われるべきである。	H27	要	その他に指標となり得るものがあるか検証する。	平成29年度	調整の結果見直しが行われ、残高の底上げ収入は69,720円の増額となり、また正会費の見直しにより、会費収入は249,000円の増額となりました。	処理済み
114	観光課	268	指橋事項	【観覧金に係る経費】 「那覇市への補助金に関するガイドライン」によると、「客観的に公正な必要性が高いと言えない以下の経費は、原則として補助対象外経費とする。交際費、慶弔費、慰労費、観覧会費、直接事業と関連のない修繕費、研修費、食糧費等(慰労的なもの等)」の記載がされており、当該ガイドラインに照らすと補助対象外経費である。補助金の金額を決定する際には、当該ガイドラインに照らして、事業として必要な経費であるのか慎重に検証し、補助金の金額の決定がなされるべきである。	H27	要	交付要綱を改正し、補助対象経費をより一層明確にする。	平成27年度	補助金交付要綱を改正し、28年度より贈呈経費・経費会費・飲食費等については補助対象外とした。	処理済み
117	観光課	269	指橋事項	【補助金の効果の測定】 補助金の成果指標が明確にされておらず、補助金の支出効果が把握できない。補助金交付は当初の目的が達成されたか否か、補助金の見直しが必要か否かという有効性の判断を行うためにも、客観的な指標を用いた効果測定を行う必要がある。	H27	要	「那覇市への入込み観光客数等」以外に指標となり得るものがあるか検証する。	平成29年度	補助金交付要綱を改正し、28年度より補助率を7割以内とし、また補助対象経費、補助対象外経費を具体的に定めることにより算定根拠を明確化した。	処理済み
119	観光課	272	指橋事項	【補助金の算定方法】 本補助金の算定方法については、過去からの慣習等を踏まえ目安として31,000千円程度となっており、その算定根拠は不明である。補助金の算定の適正性を確保するためにも、算定根拠を明確にする必要がある。	H27	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図る。	平成27年度	補助金交付要綱を改正し、28年度より補助率を7割以内とし、また補助対象経費、補助対象外経費を具体的に定めることにより算定根拠を明確化した。	処理済み
122	観光課	279	指橋事項	【那覇市観光協会】 【一部、決算書が作成されていない】 決算書及び財産目録が作成されていないため、適切に作成すべきである。	H27	要	適切な決算書類の作成について指導する。	平成28年度	適切な決算書類の作成について指導しました。このような指導を今後も継続して参ります。	処理済み

ID	所管部署	商番号	指図書区分 指図書項	指図書事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
124	観光課	280	指図書区 分	【(新助)肥前船橋復興金補助金】 本補助金の対象となる事業内容については、肥前船橋港の実施に係る事業内容であるが、下記の実績報告書に上乗せ金を上回る補助金が認められ、当法人の運営費等として将来資金を返却していること、また、交付要綱目標値から超過した金額は返還すること、交付要綱を見直し、適正に補助金を算出し交付すべきである。	H27	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるとともに、実績報告書の際の関係書類の増設・検査を徹底する。	平成26年度	補助金交付要綱を改正し、28年度より施行しました。また、実績報告等の関係書類においても増設を徹底しております。	処理済み
125	観光課	281	指図書区 分	【(新助)肥前船橋復興金補助金(船舶修繕費)(船舶ハーリー受付け設備設置費補助金)】 ハーリー全館遊覧艇に係る書類(請求書、領収書、決裁書その他関連資料等)の管理が適切に行われていないかつある。過時確認できるように、また事後的に適切に説明できるようにファイリング等で資料整理すべきである。	H27	要	関係書類の整理方法等について精清する。	平成27年度	関係書類の適切な整理及び管理について精清し、過時確認が可能となりました。	処理済み
127	観光課	289	指図書区 分	【(新助)大瀬保保存庫補助金】 本補助金の算定方法については、「事業費支出予定表」によることとしているが、現状は過去の償却等を踏まえ目安として15,000千円程度となっており、その算定根拠は、曖昧なものとなっており、透明性及び客観性を欠いている。本補助金の算定方法を明確にするために、補助金の交付要綱を見直すべきである。	H27	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定の根拠の明坪化を図る。	平成27年度	補助金交付要綱を改正し、28年度より補助率を8割以内とし、また補助対象経費、補助対象外経費を具体的に定めることにより算定根拠を明確化しました。	処理済み
131	福祉政策課	308	指図書区 分	【(積立金)について】 介護保険事業等財政調整積立金については、現体制の設置目的が、施設内の範囲内かどうかにかかわらず、地域社会全体の福利厚生等に資することを旨とする趣意で、施設利用者等に必要とされるもので、積立金源の確保等は取組むべきであらうとのことで、積立制度の運用や取組基盤及び積立目標経費等についての情報開示を積極的に行うべきである。	H27	要	当該積立金の設置目的を再検討し、不明確であれば、当基金へ入るその是正と明確化を求めるべきだといきたい。その情報開示については、法人へ働きかけていきたい。	平成27年度	当該法人に積立金の設置目的について相談したところ、今後、介護保険制度の法改正等があった際にも変更後の経営が行えるよう精査されており、一体的では、初級事業等の投資先として、また、介護保険事業から他の民間事業者として設立することで積立金の確保的な財源を確保できると見られており、今後の事業等の安定的な経営に必要な資金を調達するための定められているため、設立的にこの範囲内に与えます。 情報開示につきましては、当該法人のホームページと広報欄にて開示しており、ホームページについては、平成27年度中にリニューアル、決算書や事業報告書等についても掲載しています。二階棟の積立金の情報開示につきましても、積立金額を決算書の言語が簡潔に掲載し情報開示に努めていることを確認していきいます。今後も適宜、確認を行い、当該法人に情報開示を働きかけたいです。	処理済み

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見（参考提言）とするもの

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
4	企画調整 課 観光課 福祉政策 課	17	意見	(交付先団体の組織運営のあり方) 交付先団体は、(1)団体の本来の設置目的に立ち返り、当該団体には当てはまらない事業を公共性・公益性が高い事業に集中して行う方向で事業を整理すること、(2)市との関係で、市が行うべき事業と団体が行うべき事業との役割分担の明確化の2つの観点で整理を進めるべきである。	H27	要	(企画調整課(要)) 平成26年度決定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画の策定・アラインクの過程で、事業課に対し個々の補助金について、交付先団体が行うべき事業であるか具体的な内容を確認する。	平成27年度	外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。	整理済み
					H27	要	(観光課(要)) 交付先団体協会の業務について全体的に見直すため、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでいる。協会の業務が多岐にわたること、相応の調整期間を要すること等から、改善については3年程度を目途とする。	平成28年度	事務局職員及び観光案内所ほか各事業の出席責任者のヒアリングを実施し、組織や事業運営上の課題を洗い出した。	取組中
					H28	要	(観光課) イベントやまつりの実施・費源における観光課、観光協会及び関係団体の連携について精査し、事業の統廃合も含め、役割分担の適正化、明確化を図り、実施する。	平成29年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
8	企画調整 課	19	意見	(実績報告書における決算書のチェック体制) 実績報告書と合わせて提出する決算書については、会計の知識のない担当でも機械的に検証できるような、統一的な様式を設けてパソコンの印刷帳として作成する方針で、また、決算書の提出期限も明確に定められ、また、会計・専門家のアドバイスも必要とされている。また、決算書の提出に当たっては、関係する各部署から、会計の専門家を呼び出すよう例える。また、補助金の使途の適正化を図るため、定期的な検証を行うことが必要である。	H27	要	平成27年6月6日付けで財政課長より各所属長宛「補助金に係る適正な事務手続等の確保について(依頼)」通知済。 平成28年度決定の補助金に関するガイドラインの周知を図り、まずは、実施計画の策定・アラインクの過程で、事業課に対し個々の補助金について、交付先団体が行うべき事業であるか具体的な内容を確認する。	平成27年度	外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。	整理済み

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	整理済み
13	企画調整課	24	意見	(ガイドライン)3 補助金の交付・見直し基準」について) A. 必要性 必要性については説明のある補助金交付が散見された。たとえば、決算書上、補助金額を上回る剰余金が出ている団体に対し、諸たる理由もなく遽然と補助金を交付し続けているケースが存在した。また、同一事業(団体)に對して長期にわたって補助が継続しており、補助の必要性に疑問があり、むしろ補助の長期化・取得難化や補助金への過度の依存という弊害を助長していると考えられるケースも散見された。	H27	要	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課が個々の補助金について作成した補助金適正化チェックシートを確認することで、必要性を確認する。また、提出された財務諸表を確認し、事業課の検証の視点を確認する。	平成27年度	外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。	整理済み
14	企画調整課	24	意見	(ガイドライン)3 補助金の交付・見直し基準」について) B. 公益性 補助事業の公益性(補助金額に見合った公益性を有するかどうか)をどのように判断しているかが不明なものが散見された。また、補助事業を民間団体に公募すれば足ると思われる、必ずしも行政が関与する必要があると思われるケースも存在した。	H27	要	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課に對する補助金についての、補助金額に見合った公益性を有するが確認する。また、行政の関与の必要性についても、補助金適正化チェックシートを活用し検証する。	平成27年度	外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。	整理済み
15	企画調整課	24	意見	(ガイドライン)3 補助金の交付・見直し基準」について) C. 有効性 補助の効果については必ずしも数値化等によって測定することが困難な場合も存在する。しかしながら、そもそも補助の効果についての報告を求め来なかったケースや、明らかに補助金額に見合った効果が上がっていないケース、同一団体への実質的な重複補助と考えられるケースが散見された。	H27	要	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課が個々の補助金について作成した補助金適正化チェックシートを活用して補助金に見合った効果があるか事業内容及び重複補助等を確認し有効性を検証する。	平成27年度	外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。	整理済み
16	企画調整課	25	意見	(ガイドライン)3 補助金の交付・見直し基準」について) D. 公平性 補助事業を民間団体に公募すれば足りると思われるケース、必ずしも行政が関与する必要があると思われるケースが存在した。また、当該補助対象団体が事業を行うべき必要性に乏しく、補助が長期化・取得難化しており、市民から見て公平性に疑問を持たれかねないケースも存在した。	H27	要	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課が個々の補助金について作成した補助金適正化チェックシートを活用して公平性の観点から検証を行う。	平成27年度	外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。	整理済み
18	企画調整課	26	意見	(その他の観点からの考察) 1.財政基準が定まっている団体への補助 決算書上、補助金額を上回る剰余金が出ている団体に對し、諸たる理由もなく遽然と補助金を交付し続けているケースが存在した。また、補助対象団体における年度ごとの決算状況が異なるにもかかわらず、年度ごとに検討が加えられることなく、遽然と同じ金額の補助が継続しているケースが散見された。	H27	要	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課が個々の補助金について作成した補助金適正化チェックシートを確認し、補助金に見合った効果があるか、毎年度検証を行う。	平成27年度	外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。	整理済み
19	企画調整課	26	意見	(その他の観点からの考察) 2.団体運営費(人件費)補助について 安否確認調査補助(人件費補助)が継続しているケースが多数見受けられた。	H27	要	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課に對し個々の補助金について、団体運営費の件費等、具体的な内容を確認する。	平成27年度	外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。	整理済み
20	企画調整課	26	意見	(その他の観点からの考察) 3.工補助率 補助率は原則として補助対象経費の2分の1を上回るとする規定にもかかわらず、補助率が2分の1以下に抑えられているケースは少数であり、補助率2分の1を超えている補助金が継続と交付され続けており、それによって、補助金への依存が益まり、補助対象団体の自立に向けた取組みの意欲を削いでいると思われるケースが多数存在した。	H27	要	平成26年度策定の補助金に関するガイドラインの周知を図る。実施計画のヒアリングの過程で、事業課が個々の補助金について確認する。補助金適正化チェックシートを活用し、補助率について確認する。	平成27年度	外部監査指摘をふまえて改訂した補助金に関するガイドライン(第2版)を全庁へ周知しました(平成27年6月30日)。実施計画要求の際に、必要書類の内容を確認し査定しました(平成27年11月4日)。	整理済み

ID	所管部署	頁番 号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由 (福祉政策課(要))	実施期 限	実施日及び実施内容	処理区分
24	福祉政策 課	30	意見	(内部留保の観点) 調査結果から、ほぼ9割の団体先等(56件中51件)が該当で補助金を上回って翌年度への内部留保があることが伺える。ただしこれは、単に内部留保があることとは別の話であり、現金預金等の資金的裏付けがあることは別の話になる。なぜなら、多額の固定資産を保有している場合が想定されるからである。	H27	要	福祉政策課(要) 内部留保の保有が目的等を確認し、補助金額の検討を行う。	平成27年度	内部留保について当該団体に確認したところ、積立金設置規程に基づき、保有目的の範囲内で積立金額の減額について、実施しないものとして、平成28年度の補助金額の減額について、実施しないものとして、次年度以降については、繰越金の増設を行い、必要があれば、補助金の減額について検討を行っていく。	整理済み
27	観光課	34	意見	(収益性がマイナスの団体等について) 赤字の経常増減差額率の団体先については、直ちに法人経営の安定性を損ねるおそれ低いが、社会福祉法人を管理している本市の立場から、費用の削減等、さらなる経営改善を求め必要がある。	H27	要	観光課(要) 団体と協議しながら過去の支出状況等を検討し、費用削減策や自主財源の比率を高める方法について検討する。	平成29年度	協議の結果、稼働度の販売や協賛金収入、正会員費を値上げし自主財源確保に取り組んでいただきました。なお27年度の自己収益率は10.9%となっております。	整理済み
29	観光課	38	意見	(社)那覇市観光協会の自己収益比率(72.48%)について) 補助金と寄附金による依存度は、27%であり下記の2団体に比べると依存度は低くないが、当団体の独立採算性を高める手立てが必要である。	H27	要	自主財源の比率を高める方法について検討、調整する。	平成29年度	協会における大きな収入源である会費の早期納付、口座振替利用の推進や、未納会費の回収、整理に取り組まれました。	取組中
30	観光課	39	意見	(一般社団法人)那覇大橋後援会の自己収益比率(0.41%)について) 補助金と寄附金で収入の9割を超えている。あまりに補助金と寄附金に依存し過ぎており、補助金や寄附金がいなければ存続は厳しい。まず、団体の自立性を確保する観点から、参加料の徴収等により自主財源を確保する必要がある。	H27	要	那覇大橋後援会の獲得に継続的に取り組むとともに、ショップなどは運営強化策について検討、調整を行う。	平成29年度	(検討後、その内容が記述されます。)	取組中
31	観光課	39	意見	(社)那覇市観光協会の自己収益比率(0.01%)について) 収益の内訳をみると、収入のほぼ全額が補助金である。補助金が無ければ組織としての存続は見込めないと考えられる。補助金減りの経営体制を改善し、早急にイベント事業に係るグッズ商品の販売等、団体の自主財源確保に取組むべきである。	H27	要	平成26年度はハリー・ポッター館建設補助があったことから低い数値になっていたが、例年は10%前後である。さらに自主財源の比率を高める方法について検討、調整する。	平成29年度	調整参加チームより参加費を徴収するなど財源確保に取り組んでおり、27年度は自己収益比率が32.1%まで改善しています。	整理済み
33	総務課	54	意見	(南部市町村会の役割について) 南部市町村会を単独で設置する必要性がほとんど認められないと考えられることから、広域3団体の統合も視野にいて組織の見直しを進めるべきである。	H27	要	広域3団体それぞれで設置趣旨、事業内容を検討し、事務事業の整理、統合等について調査研究を行う組織づくりについて要請していく。	平成29年度	広域3団体は、設置根拠が異なり、それぞれ固有の事務を抱えていることから、事務事業の統合は困難であると考えますが、事務内容については、一部明確に分離されていなかったため、整理するよう指摘しました。	整理済み
34	総務課	54	意見	(財政調整基金について) 市は、南部市町村会に対して、職員退職金としての積立であれば規定を設定し、退職給付引当金として毎期必要額を積立てるよう求めるべきである。	H27	要	当該基金に職員退職金に伴う積立が計上されているのであれば、退職給付引当金への計上等、必要な措置を講じるよう求める。	平成27年度	財政調整基金は、財政の調整を行う必要な資金を積み立てるための基金ですが、当該基金に職員退職金としての積立では含まれていないことを確認したため、措置は求めません。	整理済み
35	総務課	55	意見	(防災行政無線(デジタル・アナログ)電波利用料、MCA無線電波利用料) 今後、市内における防災行政無線等の効果も制約しながら、必要箇所の検討及び設置を進める必要があるものと思われる。	H27	要	防災行政無線は、災害時に屋外で活動している方への主要な災害情報伝達手段の一つであるため、市民の安全・安心確保を図る観点から無線地域の調査を実施する。 また、MCA無線については災害時に遅延のない安定した通信が可能であるなど、その有用性が阪神淡路大震災、新潟中越地震災害においても実証されている。また、本市の防災訓練等において活用しMCA無線の有用性を検証する。	平成27年度～	防災行政無線放送が聞こえづらい難聴地域については、テレビ、ラジオ、エリアメール、防災気象情報メール等を活用して災害情報を入手するよう周知を図っております。また、MCA無線網につきましては、那覇市総合防災訓練等においてその有用性が確認されましたので、今後も訓練等において活用してまいります。	整理済み
38	市民生活 安全課	67	意見	(那覇市自治会等保安灯電気料相当補助金) 公益性の観点のほか、補助金額に相当する効果が十分に期待できるものであること(有効性の観点)、他の団体等との間で公平性が保たれていること(公平性)の基本的な視点が重要。 (保安灯を設置した)特定の自治会等の一部の住民の負担費用等に充てられるのは公平性の観点から問題があると思われるので、補助目的を電気料補助として改めるべきである。	H27	要	平成26年度から実施している当該事業は安全安心を図りながら、自治会の活性化を図ることを目的として行っている。自治会活性化の為、事業の拡大実施を検討していただこうであるが、電気料還元による委員の負担軽減を図ること自体自治会の活性化に充てられることから、今後は申請自治会等との意見交換を行いながら電気料補助への移行を検討していく。	平成28年4月1日より、申請団体の電気料のみを補助対象とすること で、要綱を改正(平成28年3月決裁)しました。	平成28年4月1日より、申請団体の電気料のみを補助対象とすること で、要綱を改正(平成28年3月決裁)しました。	整理済み

ID	所管部署	頁番 号	指地区 分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期 限	実施日及び実施内容	処理区分
91	建設工事課 環境保全課	210	意見	(住宅聴音防止対策事業補助金) 当該補助金は、法律により対象区域及び基準日が限定されているため、一定時点の指定地域内の住民に限定して交付される事業費補助である。 冷気暖房機として交付される事業費補助は、毎年一定数あるが、冷気暖房機設置後、10年経過後は対象は無償に間伐となつており、更新後の向きが定められる。そのため、区域の境界線付近の住民は当該補助金が受けられないなどの不公平感も生じておらず、住民からの要望も届きつつある。指定地域の見直しが必要ではないかと考える。	H27	要	【実施事項の向上:改善の必要性:要】 実施事項向上の為、例年助成対象者に対し冷気暖房機の更新工事希望聴取(ハガキ送付)電話連絡を実施している。また、冷暖房機の更新工事を実施するか否かは助成対象者の意向によるが、現状の実施率となっている。しかしながら、約50%前後の実施率であることから、助成対象者への希望聴取時に「実施しない理由」の回答を求め、その理由を検証し、対策を検討する。 【指定地域の見直し:改善の必要性:不要】助成対象区域は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による被害の防止等に関する法律」により航空機の騒音により生ずる被害が著しいと認められ、国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域(第一種区域の範囲内)との規定がある。その為、第一種区域の範囲内において住宅の騒音防止工事の助成を実施している。 助成対象者へ希望聴取(ハガキ送付)電話連絡を実施し、希望聴取時に「実施しない理由」の回答を求め、その理由を検証し、対策を検討します。	平成27年度	取組中	更新工事の内容を那覇市市民便利庫に掲載し、助成対象者へ希望聴取(ハガキ送付)電話連絡を実施しました。
93	予防課	215	意見	(那覇市女性防火クラブ補助金) 那覇市女性防火クラブの果たす役割は高いと思われるが、現実的には、構成メンバーは、ボランティアであることから、また、平均年齢も65歳と高齢化が進んでおり、会の運営体制面でも不安が強い。 他の自治体の事例も参考にしながら、今後の運営方法を検討する必要がある。また、同クラブの実際の活動状況は、市民にあまり知られていないと思われるので、積極的に活動内容等を広報する必要がある。	H27	要	【指定地域の見直し:改善の必要性:不要】助成対象区域は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による被害の防止等に関する法律」により航空機の騒音により生ずる被害が著しいと認められ、国土交通大臣が指定する特定飛行場の周辺の区域(第一種区域の範囲内)との規定がある。その為、第一種区域の範囲内において住宅の騒音防止工事の助成を実施している。 助成対象者へ希望聴取(ハガキ送付)電話連絡を実施し、希望聴取時に「実施しない理由」の回答を求め、その理由を検証し、対策を検討します。	平成28年度	取組中	(検討後、その内容が記載されます。)
100	市民スポーツ課	233	意見	(燃料水自動車販売収入について) 那覇市の教育財産等に自動車販売権を設置し、自動車販売の販売手数料を収入として設置権限が収束することについては、「市有施設における自動車販売権設置事業」の運営に係る基本方針及び同基本方針を交付した「教育財産における自動車販売権設置に係る事務処理要領」により定められている。 事務処理要領に基づき、那覇市体育協会が、市有施設(自動車販売権設置事業)として認められているが、自動車販売権設置事業は、上記基本方針にあるように公費が原則であり、また、「当分の間」認められているに過ぎないので、今後は、自動車販売収入に頼らない運営を目指す必要がある。	H27	要	那覇市体育協会の活動の目的は、スポーツの普及・振興であり、その活動を充実させるために自動車販売収入があげられている。現段階においては、自動車販売収入以外の収入を見い出すことは困難である。今後は、他市町村の体育協会の状況も確認しながら、自動車販売収入に代わる収入について研究していく。	平成27年度	整理済み	沖縄県内のNPO化した4体育協会を確認したところ、那覇市体育協会を含む4体育協会は自動車販売収入を収益事業としていますが、残りの3体育協会は自動車販売収入はない状況でした。 団体によっては自動車販売収入を受けていない団体もありましたが、那覇市体育協会の本体業務については、自動車販売収入が収入の3割を占めており、これに代わる収入を見い出すことが難しいことから「当分の間」、自動車販売収入を収益事業とされたものです。 今後は、指定管理事業など、同協会の他の収益事業の収支状況も見ながら、自動車販売収入事業の適正のあり方も見直していくものとします。
111	観光課	267	意見	(那覇市観光協会補助金のあり方) 市は、観光協会を那覇市観光振興の重要なパートナーと位置づけるのであれば、中長期的視点から、事務局体制の強化も含め積極的に支援すべきである。そうではなく、他の観光関連団体の一つとして捉えるのであれば、観光協会の自立化に向けた対応はどうかというその取組みを促すべきである。市の現在の対応はどうかという点も十分ならぬ。本来、市が補助金や委託金などの財政支援を行うのは、支援する事業の高い公益性や公益性などが求められるからであり、そのような事業を行う団体にふさわしい場合には、当該団体への運営補助の公益上の必要性や補助金額の妥当性が認められる。市は、「協働による観光振興」における観光協会の役割を再検討する必要がある。	H27	要	(一社)那覇市観光協会の業務について、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでおり、協会の後継の再検討も行っている。	平成27年度より	整理済み	検討した結果、観光協会は協働による観光振興に取組む上で重要なパートナーであることが再確認され、今後の支援強化を継続的に検討することとなりました。
115	観光課	269	意見	(事業費の検証) 補助金が利用された事業費の検証については、事業費支出の請求書や領収書等の証書を提出することによって、発生した経費が事業費として本当に必要であったものであるのか、取引の内容の検証まで行われていない。書類の照合等の形式的な検証のみでなく、取引の内容まで踏み込んだ、実態調査・検証まで行う必要がある。	H27	要	(一社)那覇市観光協会の業務について、平成27年度より担当職員を配置して取り組んでおり、事業費実施内容についても検証する。	平成29年度	整理済み	補助金交付要綱を改正し、28年度より補助対象を明確化するとともに、事業に含めざる経費の必要性について、検証を強化しました。

ID	所管部署	頁番 号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期 限	実施内容及び実施内容	処理区分
116	観光課	269	意見	（業者の選定方法） 当法人の業者選定方法については現状は、候補の業者により、事業内容、金額を提示した上で、各候補の業者によるプレゼンテーションの結果、一番得点を集めた業者に決定するというものであった。当該方法だと、先に金額が提示されているため、当該価格が相場に合った金額かどうかかわからない。また、事業費を問える観点から適切であるとはいえない。このため、事前に金額を提示するのではなく、それぞれの業者から見積書を出してもらい、見積書と比較して業者選定する必要がある。	要	H27	平成29年度	プレゼンテーションの審査において、価格も評価項目に加えるよう、調整しております。	整理済み
118	観光課	272	意見	【観光まちづくり整備補助金（那覇まちまーい）】 ・各コースの実績比較について すべてのコースについて採算性や収支計画と実績（利用率、スタッフの稼働率等）の比較等の事前事後の各コースの検証がなされていない。また、一部のコースについては採算の収支計画すら作成されていない。那覇まちまーい事業を自立させるためには、採算性があるのか、計画と実績との比較等の事前事後の検証を実施することが、コスト改善や収益性アップ等につながる。最終的に事業としての自立につながる。今後は各コースの採算性改善や予実比較等により、各コースの見直しを行い、那覇まちまーい事業としての自立性向上に努めるべきである。	要	H27	平成27年度	各コースの進行回覧及び人教等については把握されましたが、コースごとのコスト把握方法については、まだ確立されておりません。	取組中
120	観光課	272	意見	（事業費の検証） 本補助金の金額を決定する際に、事業費の領収書等のチェックが行われているが、本補助金の目的に沿った経費であるか、発生した経費の内容までの検証が適切に行われていない。限りある補助金を、有効にかつ効果的に利用するために、取引の実態に踏み込んだ検証を行う必要がある。	要	H28	平成28年度	（検討後、その内容が記述されます。）	取組中
123	観光課	279	意見	（自主財源の確保について） 当法人としての自己収入をあげる仕組み、自立した運営体制作りが必要。 （例）ロゴマークやロゴデザインを制定し、知的財産として保護すると同時に、使用許諾権を有効に使うことで、当法人の収入確保に結びつける。 船着場にスロープをつくることで、クレーンによる積み下ろしに係る業者への費用は削減でき、修学旅行や観光客等に、ハーリーに気軽に乗れるようなツアーを組み、などで収入確保につながる。予選大会を逐回し、参加チームが増えることは参加料収入アップにつながる。収入確保につながる。 今後は、ハーリー会館を開館に係る入場料収入や那覇ハーリー事業に係るイベントグッズ販売等考えられるため、当法人の経営を見直し、自主財源確保に努めることが望ましい。	要	H27	平成27年度	補助金交付要綱を改正し、28年度より補助対象を明確化するとともに、事業に含まれる経費の必要性について、検証を強化しました。	整理済み
126	観光課	288	意見	【那覇大綱発祥保存会】 （自主財源の確保について） 那覇大綱発祥という伝統文化を継承していくためにも、那覇大綱発祥を事業として自立させることが重要になってくる。 （例）那覇大綱発祥としてのイベントに係るキャラクターやロゴを作成・活用することで、その使用料収入であったり、グッズなどの商品販売につながるように思われる。 補助金まかせという運営基盤の弱さは、今後、糸子を観光資源と捉え、活用し、継続的に運営していく上で、自己収入がなければならぬ課題である。そのためにも、自己財源確保をあげる仕組み作りと自立した運営体制作りが望まれる。	要	H27	平成29年度	（検討後、その内容が記述されます。）	取組中
126	観光課	288	意見	【那覇大綱発祥保存会】 （自主財源の確保について） 那覇大綱発祥という伝統文化を継承していくためにも、那覇大綱発祥を事業として自立させることが重要になってくる。 （例）那覇大綱発祥としてのイベントに係るキャラクターやロゴを作成・活用することで、その使用料収入であったり、グッズなどの商品販売につながるように思われる。 補助金まかせという運営基盤の弱さは、今後、糸子を観光資源と捉え、活用し、継続的に運営していく上で、自己収入がなければならぬ課題である。そのためにも、自己財源確保をあげる仕組み作りと自立した運営体制作りが望まれる。	要	H27	平成29年度	調整の経費見直しが行われ、機軸席の販売収入は69,720円の増額となり、また正金員費の見直しにより、会費収入は249,000円の増額となりました。	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成25年度テーマ】

公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について

合計（件数）			措置状況		
指摘の件数	意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
—	139	139	要	改善済み	10
				取組中	87
			不要	—	42

平成26年度措置状況				
指摘の件数	87	改善の必要性	処理区分	件数
—		要	処理済み	—
			取組中 (A)	—
			未措置	—
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
87		要	整理済み	50
			取組中 (A)	37
			未措置	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成27年度措置状況				
指摘の件数	37	改善の必要性	処理区分	件数
—		要	処理済み	—
			取組中 (A)	—
			未措置	—
意見の件数		改善の必要性	処理区分	件数
37		要	整理済み	24
			取組中 (A)	13
			未措置	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

平成25年度包括外部監査に対する改善措置票

＜改善措置の記載について＞

- (1)「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2)「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3)「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
- (4)「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5)「処理区分」の欄には、改善が記載されていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきとされたものです。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきとされた

第1号様式(第3条関係)

(平成25年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票				処 理 区 分					
ID	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
10	40	意見	①モニタリングの重要性 ・モニタリング評価結果については、情報公開されなければならない。	H26	要	年度内を目的にモニタリングに関する基準の作成に取り組んでおります。評価結果については、市ホームページ等で公表を行う予定となっております。	平成27年度	評価結果を公表することとしたモニタリング関係規程を平成26年8月に策定した。	改善取組中
11	41	意見	②監査対象指定管理者のモニタリング状況について ・収支同額となるような決算書の提出を速やかに改め、実態に即した収支が記載された決算書が提出することとされたい。	H26	要	各施設所管課において、指定管理事業に即した決算書を作成するよう指定管理者と調整し、年度終了後に提出される事業報告書で確認を行うこととしております。	平成27年度	収支決算書の参考書式を定めたモニタリング関係規程を平成26年8月に策定した説明会を行った。	改善取組中
14	43	意見	③第三者評価制度について ・施設のサービス内容について専門的知見を有する外部有識者などの視点を導入すること も重要だと考えられる。 ・指定期間終了時には必ず外部評価を導入することが望ましい。	H26	要	市としてモニタリングに関する基準を統一した上で、モニタリング制度の向上に努めていきたいと考えております。第3者評価制度については、平成27、28年度のモニタリングの改善状況等の確認を踏まえ検討したいと考えております。	平成27年度	実態に即した収支が記載された決算書の提出について、改善されていることを確認しました。	整理済み
				H26	要	市としてモニタリングに関する基準を統一した上で、モニタリング制度の向上に努めていきたいと考えております。第3者評価制度については、平成27、28年度のモニタリングの改善状況等の確認を踏まえ検討したいと考えております。	平成29年度	平成26年8月にモニタリング関係規程を策定した。	改善取組中
				H27	要	平成29年度の検討に向けて、平成27年度モニタリング(対象は平成26年度)の実施状況の確認を行う。		平成27年度モニタリングは適正に行なわれていることを平成27年8月に確認しました。平成28年度以降も、同様に確認していくこととしました。モニタリングの状況をふまえた外部有識者の導入、指定期間終了時の外部評価の導入についての検討は、次年度に引き継ぐこととしました。	取組中
				H28	要	外部有識者の導入、指定期間終了時の外部評価の導入についての検討をおこないます。	平成29年度	(実施又は検討後、その内容が記述されます。)	取組中

ID	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
16	44	意見	③収支等決算書の作成方法に不備がある。 ・収支差額あるいは損益がゼロになっている。 ・収支等決算書の中に指定管理者自身に対する「委託費」が含まれている。	H26	要	各施設所管課において、指定管理事業に即した決算書を作成するよう指定管理者と調整し、年度終了後に提出される事業報告書で確認を行うこととしております。 平成27年度モニタリング(対象は平成26年度)にて確認を行う。	平成26年度 中	各施設所管課にて事業報告書にて確認を行った。尚、平成28年8月にモニタリング関係規程を策定し平成27年度(対象は平成26年度)のモニタリングにあっている。 ・収支差額あるいは損益がゼロになっていることについて、改善され、指定管理者自身に対する「委託料」について、改善されていることを確認しました。	改善取組中
21	61	意見	(那覇市NPO活動支援センター 事業の妥当性及び実施状況について) ・各例上、事業が明確に定められている以上、事業を遂行すべきである。	H26	要	【業務遂行】 ・平成26年度において、前年の事業計画の見直しを行い事業実施を図る。具体策として、コミュニケーション講座の実施、企業の社会的責任(CSR)意識調査の実施、企業向けNPO講座を実施する。 アンケート集計を元に企業の社会的貢献を推進する研修・自主事業を展開する。	平成26年度 末	企業協働のイベントを新たに実施した。企業向けNPO講座への基礎調査と企業の社会的責任(CSR)意識を把握することを目的にアンケートを行った。 前年度実施した、企業対象のアンケートに回答した企業(30社)に企業の社会貢献活動を説明した資料を送付し、地域貢献活動への協力を求めた。自主事業では、企業と連携して児童生徒を対象に科学技術への関心を高める事業として「親子ドローン教室」を開催しました。平成28年度は、直営により事業を行うこととしています。	改善取組中
29	81	意見	(那覇市IT創造館 収支の状況について) 一般管理費と委託費の扱いを修正し、指定管理者の事業に係る損益をより適正に表示することが必要である。	H26	要	収支決算の作成については、一般管理費を計上するべきでない旨指導し、確認を行う。 平成26年度業績報告書を指定管理者から本市に平成28年5月末までの提出をもって改善の確認をする。	平成27年度 末	指定管理者に対し指導を行い、平成27年5月31日に提出された平成28年度業績報告書において確認したが、一部改善の余地がある。指定管理者への指導を強化し、継続して実施する。 指定管理者から自己への委託廃止により委託費の扱いを修正しました。一般管理費も通帳口座書きの提出を求めることで収支状況を市が把握することで改善しました。	改善取組中
30	82	意見	(那覇市IT創造館 事業の評価について) モニタリング評価を着実に実施されることが必要である。 ある程度の専門性が必要な施設においては、指定期間満了時など一定期間ごとに外部の専門家に評価を委ねることも検討されたい。	H26	要	モニタリング評価について着実に実施する。又、外部の専門家による評価については、予算がともなうものであることから、平成26年度内に今後の方向性を決定する。 モニタリング評価結果を8月を目途に市民に向けて本市ホームページ上で公表する。	平成27年3 月31日	那覇市指定管理者のモニタリングを平成27年度から実施することとした。外部専門家による評価は、運営審議会において行うこととした。	改善取組中
32	87	意見	(那覇市伝統工芸館 収支の状況について) 指定管理料は、ビルの共益費に相当する金額が概算的に設定されているが、本来は、工芸館に係る利用者の満足度を出来る限り充足させようとする観点から指定管理料の水準を決定することが必要である。	H26	要	指定管理料の設定については、一部改善の必要があったため、次期募集にかかる業務仕様書の中の販売収入等の収入部分に増収となるように仕様を改善している。H29年度の次期指定管理料募集及び指定管理のあり方について、更なる改善の検討をおこなう。 H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。	平成27年3 月31日	全庁的にモニタリング評価を実施しました。指定期間満了を迎え、平成27年11月に外部専門家と組織する那覇市IT創造館運営審議会に現在の指定管理者の運営状況を報告しました。平成28年度以降の指定管理者が選定された際は、実績の評価は審議会に委ねます。 H27年3月に締結した業務仕様書により、指定管理者の収入増が見込まれ、利用者の満足度を満たすサービスがでるよう改善を実施した。 H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。	改善取組中
				H27	要	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討する。	平成30年3 月31日	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討します。	取組中
				H28	要	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の結果を受けて検討します。	平成29年度	(実施又は検討後、その内容が記述されます。)	取組中

ID	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
36	102	意見	(金城老人憩の家について) 健康者に対する利用機会をできるだけ公平にする、あるいは、老人福祉の必要度の高い高齢者へのサービスを厚くすることが、老人福祉センターの利用機会にあまり恵まれない他地域の納税者を納得させるのに有用と考える。	H26	要	指定管理者に対し、利用機会の公平等について改善をするよう文書等の指導を行い、改善状況等を確認する。	平成27年3月31日	総合福祉センターの指定管理において改善を促している。	改善取組中
				H27	要	引き続き指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。	平成28年3月31日	健康者も含め当該施設の利用者については、公開抽選で決定しており、平等に利用機会を合える方法をとっている。	整理済み
45	124	意見	(那覇市安謝複合施設 施設の利用状況について) 施設の適切な維持管理修繕が使用者によって、計画通り適性に行われているか定期的に検査する必要がある。 大規模修繕に備えて日本赤十字社沖縄県支部は、余剰金を積み立てることになっているが、計画通り積立金が積み立てられているかどうかについても定期的検査が必要である。	H26	要	平成27年度に予定している社会福祉施設指導監査時に積立計画書等の提出を求め検査を行う。	平成28年3月31日	平成27年度中に社会福祉施設指導監査時において検査実施予定。	改善取組中
				H27	要	平成27年度に予定している社会福祉施設指導監査時に積立計画書等の提出を求め検査を行う。	平成28年3月31日	建物の使用・保持に必要な修繕については実施されているが、具体的大規模修繕に関する余剰金積立については実施されていないことが確認されました。	取組中
				H28	要	平成28年度も引き続き建物の使用・保持に必要な修繕及び積立計画書等の提出を求め検査を行います。	平成28年度	(実施又は検討後、その内容が記述されます。)	取組中
46	124	意見	(那覇市安謝複合施設 利用料金について) 安謝老人憩の家及び安謝児童館については、他の老人福祉センター、老人憩の家、児童館と同様に利用料金制にし、指定管理者が利用料金を活用することを前提にした指定管理料を積算すべきである。	H26	要	条例改正により平成24年4月から利用料金制になっているが、指定管理料に利用料金を積算していないため、次期(H29～H33予定)指定管理者選定作業の際に積算する。	平成29年3月31日	実績報告等で状況を確認している。	改善取組中
				H27	要	次期(H29～H33予定)指定管理者選定作業の際に積算する。(指定管理指針に全庁的な取扱がある)	平成29年3月31日	平成28年度に実施する指定管理選定作業の中で、指摘事項も含めて指定管理料の再積算を行います。	整理済み
47	125	意見	(那覇市安謝複合施設 人件費について) 業務に応じた適正な人件費の計上を見積もって積算すべきである。	H26	要	次期(H29～H33予定)指定管理者選定作業の際に積算する。	平成29年3月31日	実績報告等で状況を確認している。	改善取組中
				H27	要	次期(H29～H33予定)指定管理者選定作業の際に積算する。	平成29年3月31日	平成28年度に実施する指定管理選定作業の中で、指摘事項も含めて指定管理料の再積算を行います。	整理済み
48	125	意見	(那覇市安謝複合施設 資金収支内訳表について) 収支状況が適正に表示されていない決算書を改める必要がある。	H26	要	平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求める。	平成27年3月31日	平成27年3月31日付で改善通知を発送。	改善取組中
				H27	要	引き続き指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。	平成28年3月31日	口頭による改善指導を行いました。その結果、詳細な支出明細書が整理された決算報告等の提出がありました。民営化した部分につきましては情報交換を行いながら収支状況把握の必要性が生じた時は速やかに提出を求めたいと考えております。	整理済み

ID	頁番号	指 導 区 分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
49	133	意見	(那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人憩の家 施設の利用について) 障害者用トイレについては、利用者がいつでも快適に利用できるように、整備すべきである。開設時、起債により取得し、現在使用不能となっているソーラーシステム設備の撤去について、施設の有効活用面の面から検討を要する。多額の機械設備等を設置する場合は、使用可能期間、維持管理費、除却費用等も検討すべきである。	H26 H27	要	障害者トイレについては改善するよう指導し改善を確 認する。 ソーラーシステム設備の撤去については、多額の費用を要するため現状では撤去は難しい。関係部局を交えて検討する。 ソーラーシステム設備の撤去については、多額の費用を要するため現状では撤去は難しい。予算措置に向け関係課と調整する。	平成27年3月31日 平成28年3月31日	トイレに関しては平成27年3月31日付で改善通知を発送。 障がい者用トイレについては改善済みです。 ソーラーシステムについては関係課と調整中です。	改善取組中 取組中
52	136	意見	(那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人憩の家 施設利用料金制について) 利用料金制において、指定管理者が利用料金制を活用することを前提にした指定管理料を精算すべきである。	H26 H27	要	指定管理料に利用料金を精算していないため、次期(H29～H33予定)指定管理者選定作業の際に精算する。 指定管理料に利用料金を精算していないため、次期(H31～H35予定)指定管理者選定作業の際に精算する。 ※上記の平成28年度改善計画における指定管理者設定作業時期について、期間繰りのためH29～H33予定を「H31～H35予定」として平成27年度より修正記載。 平成28年度決算から詳細な支出明細書の提出を求める。	平成29年3月31日 平成31年3月31日	実績報告等で状況を確認している。 平成28年度に実施する指定管理運営作業の中で、指摘事項も含めて指定管理料の再精算を行います。	改善取組中 整理済み
53	137	意見	(那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人憩の家 財務状況について) 指定管理者の提出する事業報告書が適正に作成されるよう指導すべきである。	H26 H27	要	引き続き指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。	平成27年3月31日 平成28年3月31日	平成27年3月31日付で改善通知を発送。 口頭による改善指導を行いました。 その結果、詳細な支出明細書が整理された決算報告等の提出がありました。	改善取組中 整理済み
60	156	意見	(那覇市母子福祉センターについて) 母子寡婦世帯の就労支援や相談など、それに成る程度の程度の指定管理料の設計を行う必要がある。	H26 H27	要	事業の充実を図るよう指定管理者と協議し、次の指定管理者選定に向けて、真摯な指定管理料の設計を行う。	平成28年4月1日 平成28年4月1日	指定管理者とのモニタリング等、協議を行い、新たな講座や他事業との連携などで事業の見直しを図った。指定管理料の設計については、H27年度に内容の見直しを行う中で指定管理料の設計を行う。 平成28年度の新たな指定管理者協定締結に向けての調整の中で、従来の活用が少ない利用向けに、事前予約日は仕事等で相談に来られない利用者のために、事前予約による相談業務を行うことで事業内容の充実を計り、設定されている指定管理料の範囲内で事業の拡大が可能であるという結果になりました。	改善取組中 整理済み

ID	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
68	171	意見	(那覇市緑化センター 収支の状況について) 飲食店の施設使用料については、固定部分のほか、一部店の収益に応じた変動使用料の設定ができるようにすることが望ましい。	H26	要	飲食店の施設使用料については、当指定管理期間が平成27年度までの契約期限であり、平成28年度の新たな契約に合せて検討し方針を決める。	平成28年度	平成27年度の公募に向け、飲食店収入の検討に関わる資料や情報収集を行った。	改善取組中
				H27	要	平成27年度中に次期指定管理者の公募を行うため、その際に、施設利用形態の変更も含め検討を行う。	平成28年度	飲食店に係る施設利用料については、平成27年度時の指定管理者において、見直し(引き上げ)を行いました。また飲食店による緑化推進活動としては、来店者へ苗木の無料配布を開始し、一部収益の還元を行なう等一定の改善を図っています。 平成28年度からの指定管理者においても、平成27年度改定内容を継続しています。今後も緑化センターの利用実態を注視し、利用状況に応じた収益が緑化センターへ還元されるよう対応していきます。	整理済み
69	178	意見	(那覇市波の上ピーチ広場 波の上ピーチ広場に係る収支の状況について) 波の上ピーチ広場における自主事業は、なかば恒常的に、一般事業の収支の穴埋めとして機能している状態にあるものと捉えられる。一般事業自体の収支の改善が望まれるところである。	H26	要	一般事業及び自主事業における収支について精査、検証し改善策を検討する。また、波の上ピーチ広場施設を改修して、施設利用者を増やす等により一般事業費の収支改善を図る。	平成28年3月31日	平成26年度の指定管理者の更新から、改正された指針に則り指定管理料を算定し、一般事業と自主事業の収支を算定している。 ・ピーチ広場施設の改修は平成27年度中に行う	改善取組中
				H27	要	ピーチ広場施設の改修を行う	平成28年3月31日	ピーチ広場施設の改修については、「平成27年度 旭ヶ丘公園シャワー棟整備工事(建築)」にて完了しています。	整理済み

ID	頁番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
74	188	意見	(那覇市立森の家みんみん 施設の今後の在り方について) 単に利用者数の増加のみを指定管理者に求めるのではなく、本来の設置目的に立ち返り、今後の施設利用の在り方について再検討する必要がある。	H26	要	本市としては、利用者の増加のみを求めているものではなく、本来の設置目的に沿い、研修室等の施設利用や宿泊事業の強化についても、指定管理者に対し調整を行っているところである。施設利用の在り方、特に宿泊事業については、利用者の利便性を考慮し、市民が利用しやすい新たな仕組み作りの導入も模索していくと、今後も引き続き指定管理者と協議を行う。また、市民に向けて、利用促進につなげる広報活動の強化を図っていききたい。 ■今年度最初の校長連絡協議会において、市内小中学校の校長に向けてみんみんの利用を呼び掛けた。 (平成26年5月実施) ■従来「3ヶ月前から」であった利用予約受付期間を「6ヶ月前から」に早め、利用者の利便性を高めた。(平成26年5月から実施) ■インターネットによる広報活動の強化、電子受付の検討(平成26年度実施予定)	平成26年度 末	■校長連絡協議会における、市内小中学校の校長へのみんみん利用の呼び掛け。 (平成26年5月実施) ■利用予約受付「3ヶ月前から」を「6ヶ月前から」に早めた。 (平成26年5月から実施) ■インターネット上にホームページを開設し、広報活動の強化を図った。 (平成26年度実施) ■施設使用の申請書類の様式を、上記ホームページからダウンロードできるようにするとともに、ファックスでも受付できるようにし、利用者の利便性を高めた。 (従来は直接来所による受付のみ)	改善取組中
75	204	意見	(那覇市体育施設、那覇市豊武山体育施設 指定管理者の収支状況について) 収支余剰金、特定預金支出の可否も含め、指定管理料の精算の在り方についても再検討する必要がある。	H27	要	平成26年度には指定管理者との協議を重ねる中で一定の理解を得られ、従来の受付方法をいくつ改善してもらい、利用者の利便性を高め、その増加につなげるための方策を図ることができた。 今後も引き続き協議していく中で、平成27年度においてはモニタリングを活用し、評価項目の分析も行う中から、よりよい施設運営の在り方について検討し、その方策を共に探っていききたい。	平成27年度	森の家みんみんが、本来の設置目的である「自然の中で野外活動及び集団生活を通じて、子どもたちの健全な育成を図るための施設」であることを指定管理者と確認し、定例的に協議を重ねました。平成27年5月にモニタリングを行い、利用者のサービスの向上を目指し次のように改善を実施しました。 ■HP上で、施設の写真の掲載やプログラムの数を増やしたり、プログラムシートや利用申請書の記載例を作成したりと利用者へのサービス向上に努めました。 ■毛布やマット等の寝具類の日干しについて、利用者が使用したものは別管理にし、使用後は干したリクリーンク機をあてえる等により、衛生面を強化しました。また宿泊施設に空気清浄機も設置し利用者の要望に成えるよう整備しています。 ■平成27年4月には、市内小中の校長会だけでなく、教頭会においてもみんみんの利用を呼びかけ、児童生徒の研修の場としての活用をお願いしました。	整理済み
				H26	要	指定管理期間内の単年度において余剰金が生じた場合は、翌年度の事業の充実を図ることや、また、指定期間内で次年度の指定管理料を減額するなど、精算のあり方について検討する。	平成26年度	平成26年度収支計算において特定預金支出を廃止した。	改善取組中
				H27	要	平成27年度は那覇市体育施設、那覇市豊武山体育施設の指定管理者の選定を行う。募集要項、仕様書の中で指定管理に関する運用指針(平成26年7月策定)に基づき、剰余金が生じた場合は2分の1を那覇市に納入することとする。	平成27年度	平成27年度は那覇市体育施設、那覇市豊武山体育施設の指定管理者の選定を行いました。募集要項、仕様書の中で指定管理に関する運用指針(平成26年7月策定)に基づき、剰余金が生じた場合は2分の1を那覇市に納入することとしました。	整理済み

ID	頁番号	指 摘 区 分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
82	213	意見	(那覇市賃貸住宅 アンケートについて) 指定管理者が管理を行っていることを住民に 周知徹底するべきである。 また、回答を得られやすいアンケート項目や記 載方法とするなどとして、できるだけ「未回答」を なくすべきである。 さらに、指定管理者は、住民からのアンケート 結果に基づき、利便性やサービス向上を図る べきである。	H26	要	周知を図るため、入居者への文書には指定管理者の名 称を明記し、アンケート内容を改善、集計結果及び要望 への対応状況の公表を検討するよう指示(平成26年6月 13日付)。アンケート結果を利便性やサービス向上に活 用する。	平成27年4 月末	アンケート結果については、3月に開催した自治会長会に て報告し、各集会所に結果を貼り出し住民へ周知した。	改善取組中
				H27	要	プライバシーの面でアンケートに回答しづらい等の意見 もあり、入居者が安心してアンケートに回答出来るよう に、鍵付の回収ボックスを設置する等工夫する。また、 要望等に関しても高齢者の方でも回答しやすいように、 (例えばいくつかの項目の中から複数選ぶようにする 等)アンケート回答(要望)のしかたを工夫し、回収率 アップと、サービス向上を図る。	平成28年4 月末	アンケート調査については、回収ボックスの位置の変更 や、施設をするなど、入居者が安心して回答できるよう改 善をおこない回収率向上を図ることができた。(平成2 8年3月実施)指定管理者は、アンケート結果に基づき、 改善を図る体制を整え、市民サービスの向上を図ってい ます。また、指定管理者が管理していることについて、通 知文書や、平成28年1月に実施した入居者募集に係る新 聞広告、本市広報などにも明記して周知を図っています。	整理済み
92	236	意見	(那覇市療育センター 立地状況について) 他の施設との合築等の工夫により、建設財源 を確保する機会が見込めるならば、耐用年数 に縛られることなく、果敢に立地の変更を行う よう、機動的に検討する必要がある。	H26	要	他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合 築の可能性について検討する。	平成30年度	改築計画策定中の施設との合築について、療育センター の整備計画等情報の提供を行うが、まとまらなかった ため、継続とする。	改善取組中
				H27	要	他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築 の可能性について検討する。	平成30年度	改築計画策定中の施設との合築についての情報収集を 継続実施するとともに、療育センターの在り方及び整備計 画を策定しました。その内容を踏まえ、新設又は改築施設 との合築の可能性について継続して検討してまいります。	取組中
				H28	要	他の公共施設の新築・改築等の情報収集を行い、合築 の可能性について検討します。特に、公立保育所の整 備計画に策する方向性を検討します。	平成30年度	(実施又は検討後、その内容が記述されます。)	取組中
94	240	意見	(那覇市保育所 保育所施設の状況について) 市は、少なくとも現行基準に照らした耐震度調 査を行い、リスクの程度を把握すべきである。	H26	要	老朽化が指摘されている施設について安全面を確保し つつ、厳しい財政状況を勘案したうえで、部としての優 先順位をつけながら耐震度調査の予算化を図り順次対 応する。	平成27年度	大道保育所、松川保育所を優先して耐震度調査の予算 要求をしたが平成27年度に予算化出来なかった。	改善取組中
				H27	要	引き続き耐震度調査の予算化を図る。 大道保育所、松川保育所については施設の安全性向 上のための応急措置を行う	平成28年度	耐震度調査の予算化は出来なかったが、大道保育所は、 平成28年度改修工事を行うことになりました。 松川保育所は、閉所予定(時期未定)なので、耐震度調査 を行うことは厳しい状況です。	取組中
				H28	要	大道保育所は、平成28年度改修工事を行うため、今後 設計依頼をおこないます。	平成28年度	大道保育所は、平成28年度改修工事を行うため、現在設 計依頼中です。 ほふく後の2歳児未満に対する1人当たりの面積について は、国の基準どおりに改善してまいります。	整理済み

ID	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
112	269	意見	(那覇市民会館 収支の状況について) 多額の費用の支出を余糧なくされている以上、専断と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなければならないであらう。	H26	要	市民の豊かで文化的な生活を支える重要な施設として考えている。今後は、施設の安全性も考慮しながら、自主事業や貸館事業をとおして施設の必要性に対する市民理解に努めます。また、現在計画中の新たな文化芸術発信拠点施設の建設に向けては、維持管理コストの低減について十分に検討します。	平成30年度	市民会館は建物の老朽化により、利用者へ制限をせざるを得ないこともあるが、現在も多くの市民利用がある。またこれまで培われてきた市民文化を後退させないためにも必要性を感じている。 現市民会館の業務委託料の見直しを検討し、舞台技術業務委託料の経費削減を図った。	改善取組中
113	270	意見	(那覇市民会館 人件費について) 業務の効率化による人件費削減を目指すべきであらう。	H27	要	市民会館は、現在も多くの市民利用があり、文化振興に果たす役割はこれまで同様大きい。 新市民会館の開館が、事業計画の見直しによって33年度に延長されたことから、今後も施設の安全性を考慮するとともに、経費の適切化にも配慮しながら、文化振興に資する事業の委嘱に努めます。	平成30年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震診断業務の準備作業を行いました。それに伴い、耐震診断後に今後の市民会館の在り方について検討する期間を設けるため、会館使用の受付期間を1年前から6ヶ月前へと変更しました。 施設の運営においても、安全性を考慮しながら経費の削減を可能な限り行いました。	取組中
				H28	要	耐震診断を行い、その結果を基に総合的に判断したうえで改修計画等の今後の在り方を検討します。	平成30年度	(実施又は検討後、その内容が記述されます。)	取組中
				H26	要	新たな文化芸術発信拠点施設の建設を予定しており、同施設の管理運営手法については、指定管理者制度の導入も含めて検討する。	平成30年度	新市民会館への指定管理者制度の導入について検討し、管理運営ルール及び運営形態についての検討事項・課題を整理した。	改善取組中
118	280	意見	(那覇市民ギャラリー 高額な賃借料と共益費) 高額な賃借料と共益費の負担を免れ、低廉な費用負担とするために、施設の移転を検討すべきであらう。	H27	要	業務の効率化に努めるとともに、新文化芸術発信拠点施設への指定管理者制度の導入について引き続き検討する。	平成30年度	会館維持・補修管理に必要とされる技術職員について、新市民会館建設室配置の技術職員による業務ができないうかが検討を行いました。 新文化芸術発信拠点施設については、管理運営計画に向けた基礎資料を得ることができました。	取組中
				H28	要	会館維持・補修管理に必要とされる技術職員について、新市民会館建設室の技術職員の業務による業務を進めていきます。また、業務量についても適正なのかどうかを見極めていきます。 新文化芸術発信拠点施設の指定管理者導入については、施設の基本設計と連携して進める必要があるため、相互に調整を行いながら取り組んでいきます。	平成30年度	(実施又は検討後、その内容が記述されます。)	取組中
				H26	要	新たな文化芸術発信拠点施設に市民ギャラリーの設置が可能であるか移転の可能性も含め検討する。	平成30年度	ファンジリティマネジメントの指針に基づき、他の市の施設への移転の可能性について、庁内で調整を行っている。	改善取組中
				H27	要	他の市の施設への移転に向けて関係部署との調整を図る。	平成30年度	現在商工農水課が検討しているぶんかテンプス館の新たな運営方針において、市民ギャラリー移転を案として取り込んでもらえるよう調整を行いました。	取組中
				H28	要	ぶんかテンプス館の審議会による運営方針検討会議において市民ギャラリーの移転を検討案として取り込んだために、資料を作成し提出します。	平成30年度	(実施又は検討後、その内容が記述されます。)	取組中

ID	頁番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
123	293	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 財政状況について) 現状において、指定管理者制度を導入し、その効果を確かめてみるのもよいのではないかとと思われる。	H26	要	第一牧志公設市場再整備事業にて運用形態の検討を行う予定となっており、その中で、現状での指定管理者制度導入の可能性を検討する。	平成28年3月31日	公設民営を基本とし、引き続き管理運営手法について検討を進める。	改善取組中
				H27	要	公設民営を基本とし、引き続き管理運営手法について検討を進める。	平成28年3月31日	平成27年度においては、管理運営手法について具体的に議論するまでは至らず平成28年度へ持ち越しました。	取組中
				H28	要	公設民営を基本とし、第一牧志公設市場再整備基本計画の中で管理運営手法の検討を行います。	平成28年度	(実施又は検討後、その内容が記述されます)	取組中
124	297	意見	(なは商人塾 施設の利用状況について) なは商人塾というネーミングにもかかわらず、経営に関する研修会、相談等の事業は行われていない。当該施設の有効活用について、市民ニーズを把握し、事業の再検討を行う必要があると思われる。	H26	要	商人塾の活用方法について、周辺商店街や利用者へのニーズ調査を行い、有効活用に向けた事業の再検討をする。	平成27年3月31日	商人塾のあり方について検討中。	改善取組中
				H27	要	商人塾のあり方について検討を進めていく。	平成28年3月31日	経営に関する研修会や相談等の件数は増えており、市民ニーズはあるものと考えています。今後は、事業内容を充実させ、商業の活性化と地域経済の振興を図ります。	整理済み
125	298	意見	(なは商人塾 指定管理者制度の導入について) なは商人塾は、利用状況に示されるように、有効に活用されていない。原因を分析したうえで、市民ニーズを把握し、市民サービス向上のために指定管理者制度の導入も検討すべきである。	H26	要	商人塾の有効活用について、事業再検討をすることで、指定管理者制度の導入についても検討する。	平成27年3月31日	商人塾のあり方について検討中。	改善取組中
				H27	要	商人塾のあり方について検討を進め、指定管理者導入の可否について検討を行う。	平成28年3月31日	当該施設については、商業者及び商店街育成の観点から無償で使用の許可処分を行っています。また、公設市場(雑貨部)内にあり、その規模が小さいことから、指定管理者制度にはなじまず、当面直営で運営することとします。	整理済み
127	299	意見	(にぎわい広場 指定管理者制度の導入について) イベント関連については、民間の得意とする分野でもあり、指定管理者導入によって、民間の能力を活用し、施設を利用したサービスの向上が図れる可能性がある。	H26	要	にぎわい広場の今後の利用について、イベントなどの目的から、近接する第一牧志公設市場の立替に伴う仮設市場や工事資材置き場などの目的変更が考えられる。よって、現時点での指定管理者制度導入の検討はできないが、平成27年度策定予定の中心市街地活性化基本計画の中で、利用方針を明らかにするのに伴い指定管理者制度導入の検討をする。	平成28年3月31日	老朽化した第一牧志公設市場の立替候補地となっており、現時点での指定管理者制度導入の検討はできない。	改善取組中
				H27	要	第一牧志公設市場再整備事業の動きを見ながら、引き続きその可否を検討する。	平成28年3月31日	平成27年度に第一牧志公設市場再整備計画を策定し、その中で再整備場所も決定予定でしたが、市場関係者との調整に時間を要したため、平成28年度に策定を繰り越しました。当該再整備事業の動きを見ながら、引き続きその可否を検討します。	取組中
				H28	要	第一牧志公設市場再整備事業において、有識者などをつくる外部検討委員会を計7回開催予定しており、経費を9月までに決定予定。その結果を踏まえ、可否を検討します。	平成28年度	(実施又は検討後、その内容が記述されます)	取組中

ID	頁 番 号	指 摘 区 分	指 摘 事 項 又 は 意 見 の 内 容	年 度	改 善 の 必 要 性	改 善 計 画 又 は 改 善 が 不 要 な 理 由	実 施 期 限	実 施 日 及 び 実 施 内 容	処 理 区 分
128	303	意見	(那覇市立公民館 施設の状況について) 中央公民館の敷地は沖縄県の県有地となっているが、改修、建替、移転、他の公民館への統合等、安全性の面から検討を要する時期にあるものと思われる。	H26	要	老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつ、厳しい財政状況を勘案し、部としての優先順位をつけないで、改修については、施設の維持管理に要する経費を毎年予算計上しており、修繕を適宜実施している。今後、他の公共施設整備の進捗状況の情報を収集しつつ、他の公共施設の整備計画等との整合性を図りながら、平成30年度までの概ね5年間で方針を決定できるよう検討を進める。	●方針決定 平成30年度 については を自途ず る。 ●施設の維 持管理につ いては、現施 設が存続す る限り毎年度 実施	中央公民館・図書館は、建物管理者が剥離等の危険個所がないか目視で安全確保を図っている。平成28年度は、雨漏り修繕などをおこなった。他の公共施設整備計画を踏まえながら引き続き情報収集等を行う。	改善取組中
				H27	要	修繕必要箇所は適宜修繕して施設使用に支障が生じないよう対処する。中央公民館の建替等の抜本的な解決方法については、他の公共施設の整備計画や財政状況をしながら判断する。	平成30年度	他の公共施設の整備計画について情報収集を行いまし た。	取組中
				H28	要	他の公共施設整備計画を踏まえ、検討を行います。	平成28年度	(実施又は検討後、その内容が記述されます)	取組中
129	305	意見	(那覇市立公民館 利用状況について) 公民館施設の有効活用のために、指定管理者制度を導入している他県の状況も参考にしつつ、公民館の教育的機能を高めるためにどのような管理運営が望ましいか更なる検討を行うべきである。	H26	要	平成25年9月に公立公民館(生涯学習センター含む)へ指定管理者制度を導入している中核市及び特別市、17市に対しアンケート調査を実施した。若狭公民館および那覇市立公民館においては、平成27年度から指定管理者制度を導入する予定であり、アンケート結果を反映させた管理運営を行う。公民館の教育的機能を高める管理運営については、平成27年度から平成29年度までの3年間の実績を踏まえ検討を行う。	●指定管理 者制度導入 平成27年度 ●導入後の 比較検討に ついては、平 成30年度	若狭公民館と那覇市立公民館は、9月に公民館利用者を対象にアンケートを実施しました。両館とも利用者満足度は高い結果となりました。また、自主事業として、離島出身の高校生と単身高齢世帯の課題をマッチングさせた取り組みや子ども国際映画祭のワークショップ支援など特色ある事業を行っています。これらのことから、公民館運営に指定管理者制度を導入することは有効と考えられています。	改善取組中
				H27	要	指定管理者制度を導入した若狭公民館と那覇市立公民館について利用者アンケートやモニタリングを活用し、教育的機能を高める管理運営になっているか検証する。	平成30年度	若狭公民館と那覇市立公民館は、9月に公民館利用者を対象にアンケートを実施しました。両館とも利用者満足度は高い結果となりました。また、自主事業として、離島出身の高校生と単身高齢世帯の課題をマッチングさせた取り組みや子ども国際映画祭のワークショップ支援など特色ある事業を行っています。これらのことから、公民館運営に指定管理者制度を導入することは有効と考えられています。	整理済み

ID	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
130	306	意見	(那覇市立公民館 指定管理者制度導入について) 指定管理者制度を導入し、施設の管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放することにより、民間事業者の活力を生かした住民サービスの向上、施設管理における経費の節減を図るべきである。	H26	要	若狭公民館及び那覇公民館において、平成27年度から指定管理者制度を導入する予定である。平成27年度から平成29年度までの3年間に、指定管理者による管理運営の実績を踏まえ、中央公民館を除く他の公民館への制度導入について検討を行う。	●指定管理者制度導入については、平成27年度●導入後の比較検討については、平成30年度	平成27年度から若狭公民館と那覇公民館は指定管理者制度を導入した。管理運営を指定管理者制度に移行すると直営よりも経費削減となる。住民サービスの向上については実績を踏まえて検証する。	改善取組中
				H27	要	指定管理者制度を導入した若狭公民館と那覇公民館について利用者アンケートやモニタリングを活用して、住民サービスの向上につながっているかを検証する。	平成30年度	若狭公民館と那覇公民館では、9月に公民館利用者を対象にアンケートを実施しました。両館とも利用者満足度は高い結果となりました。	取組中
				H28	要	指定管理者制度を導入した那覇公民館と若狭公民館の実績を踏まえ、中央公民館を除く他館への導入について検討を行います。	平成28年度	(実施又は検討後、その内容が記述されます)	取組中
133	310	意見	(那覇市立図書館 指定管理者制度導入について) 全国的には指定管理者制度を導入している図書館が増加している中、那覇市の志向する図書館の役割、住民サービスの在り方などから、指定管理者制度に移行した場合のメリット、デメリットを検討したうえで、導入の可否を決定すべきである。	H26	要	那覇市生涯学習推進計画において、「2017(平成29)年4月から那覇市立図書館に指定管理者制度を導入することを検討します」と定めており、平成27年度に指定管理者制度導入の可否について検討を行う。	平成27年度	平成27年度に検討する方向性を確認した。	改善取組中
				H27	要	那覇市立図書館の指定管理者導入について指定管理者制度導入の検討委員会で検討する。	平成27年度	一部業務委託を実施している那覇市立図書館の指定管理者制度導入を検討した結果、業務形態や経費的にも一部業務委託が有利であると判断いたしました。	取組中
				H28	要	「那覇市立図書館の指定管理者制度導入及び一業務委託拡大検討委員会要綱」を制定し、同委員会のなかで、他の館についての指定管理者及び一部業務委託の導入についても検討していきます。	平成28年度	(実施又は検討後、その内容が記述されます)	取組中

ID	頁番号	指摘 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
135	317	意見	(那覇市識名霊園、那覇市識名霊園付属納骨堂 指定管理者制度について) 基本方針を踏まえ、市の取組みが進められていくが、墓柵が進められていく中で、霊園全体の一体管理が可能となった段階で指定管理者制度導入の可否について検討する必要がある。	H26	要	当課は現在、霊園内の墓地区画、南納骨堂、無縁遺骨仮安置所、及び今年4/11に供用開始した市民共同墓を管理している。今後、公園管理課所管の多目的広場、園内通路、及び緑地の管理を受ける方向で調整している。更に、区画整理課所管の仮安置棟の管理についても移管の語が出ている。それら霊園内の各施設が移管され、管理運営上の課題解決の見通しがついた段階で指定管理者制度導入の可否について検討する。 なお、各施設の移管の時期、老朽化した南納骨堂の建て替えの時期等不確定要素が多いため、判断材料がそろった段階で総合的に判断したい。	平成30年度 末	識名霊園内の公園管理課所管の多目的広場、園内通路、及び緑地の所管換えについて公園管理課と協議した。区画整理課仮安置棟には改葬予定の遺骨が650柱以上あるため、改葬の目途が立った時点で所管換えの協議を行うこととした。老朽化している南納骨堂については、新規募集を停止することを検討した。	改善取組中
				H27	要	公園管理課から識名霊園内多目的広場、園内通路、及び緑地の移管を受ける。 施設の老朽化のため南納骨堂の新規募集を停止する。	平成30年度 末	公園管理課から霊園内の多目的広場、園内通路及び緑地の所管換えを行いました。 南納骨堂については、新規募集を停止し、老朽化のため5年後の平成33年度に閉鎖する計画を策定しました。区画整理課仮安置棟には改葬困難な遺骨が70柱以上あるため、改葬の目途が立った時点で所管換えの協議を行います。	取組中
				H28	要	無縁遺骨仮安置所、南納骨堂中庭の柵欄、及び区画整理課仮安置棟に安置されている遺骨と台帳を照合し遺骨数や経過年数を整理します。 昨年11月に制定した「那覇市無縁遺骨の管理及び取扱等」に関する要綱に基づき、10年以上経過した遺骨のうち一定数を市民共同墓に合葬するため、業務委託費を来年度予算に要求します。	平成30年度 末	(実施又は検討後、その内容が記述されます。)	取組中
137	331	意見	(那覇市公園の指定管理者制度導入について) 大規模公園のみ指定管理者制度導入を図るとか、あるいは、地域ごとに公園を一括して導入するなど、他自治体の事例も参考にしながら、指定管理者制度導入の可否を検討する必要がある。	H26	要	公園の指定管理者制度の導入については、他自治体の事例も参考にし、導入の可否について、考え方をまとめていく。 平成27年度に新設する(仮称)松山公園遊歩施設においては、既存施設である稲佐園を含めた指定管理について、平成27年度末の新規導入を図る。	平成28年3 月31日	他自治体の公園管理については公園を一括して指定管理者制度を導入している事例もあります。 本市の指定管理の導入については、同様な指定管理制度が可能かどうかも含めて、他自治体の事例調査を行った。 なお、現在は稲佐園及び松山公園駐車場、松山公園遊歩施設を一体的に管理するための指定管理案に向け、募集を開始し、平成28年4月1日のスタートを予定しています。	改善取組中
				H27	要	指定管理制度を導入について、調査結果をもとに考え方をまとめていく。	平成28年3 月31日	他自治体の事例調査結果を踏まえ、公園ごとの性質や利用者増(収益)が予想される公園の選別を行い、適宜指定管理者制度を導入していくことにしました。 なお、稲佐園、松山公園駐車場及び松山公園遊歩施設を一体的に管理するため、平成28年4月1日に指定管理者制度を開始しました。	整理済み

正 誤

○那覇市公報第1665号の正誤

2016(平成28)年 4 月 1 日付け那覇市公報第1665号に登載された那覇市農業委員会告示第 3 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
119	上から10行目	<u>(事務の委任)</u>	(事務の委任)
119	上から16行目	<u>第 5 条第 1 項の</u>	<u>第 5 条第 1 項の</u>

○那覇市公報第1666号の正誤

2016(平成28)年 4 月 15 日付け那覇市公報第1666号その 1 に登載された那覇市規則第44号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
132	上から15行目	<u>(16)～(17)</u>	<u>(16)～(18)</u>
132	上から15行目	<u>(17)～(18)</u>	<u>(17)～(19)</u>
132	上から21行目	<u>(21)</u>	<u>(20)～(21)</u>
132	上から21行目	<u>(22)</u>	<u>(21)～(22)</u>